

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																								
1	第1編 総則	第1編 総則																																									
1	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的																																									
2	第3節 計画の構成 この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。 <table><tr><th colspan="2">構 成</th><th>主 な 内 容</th><th>関連計画・資料</th></tr><tr><td>第1編</td><td>総則</td><td>災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等</td><td>-</td></tr><tr><td>第2編</td><td>災害予防</td><td>災害の発生に備えた予防対策 等</td><td>-</td></tr><tr><td>第3編</td><td>災害応急対策</td><td>災害が発生した場合の応急対策 等</td><td>・碧南市職員非常配備体制表 ・避難勧告等の判断伝達マニュアル ・碧南市避難所開設・運営マニュアル</td></tr><tr><td>第4編</td><td>災害復旧・復興</td><td>被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等</td><td>-</td></tr></table>	構 成		主 な 内 容	関連計画・資料	第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等	-	第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等	-	第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等	・碧南市職員非常配備体制表 ・避難勧告等の判断伝達マニュアル ・碧南市避難所開設・運営マニュアル	第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等	-	第3節 計画の構成 この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。 <table><tr><th colspan="2">構 成</th><th>主 な 内 容</th><th>関連計画・資料</th></tr><tr><td>第1編</td><td>総則</td><td>災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等</td><td>-</td></tr><tr><td>第2編</td><td>災害予防</td><td>災害の発生に備えた予防対策 等</td><td>-</td></tr><tr><td>第3編</td><td>災害応急対策</td><td>災害が発生した場合の応急対策 等</td><td>・碧南市職員非常配備体制表 ・避難指示等の判断伝達マニュアル ・碧南市避難所開設・運営マニュアル</td></tr><tr><td>第4編</td><td>災害復旧・復興</td><td>被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等</td><td>-</td></tr></table>	構 成		主 な 内 容	関連計画・資料	第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等	-	第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等	-	第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等	・碧南市職員非常配備体制表 ・避難指示等の判断伝達マニュアル ・碧南市避難所開設・運営マニュアル	第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等	-	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
構 成		主 な 内 容	関連計画・資料																																								
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等	-																																								
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等	-																																								
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等	・碧南市職員非常配備体制表 ・避難勧告等の判断伝達マニュアル ・碧南市避難所開設・運営マニュアル																																								
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等	-																																								
構 成		主 な 内 容	関連計画・資料																																								
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等	-																																								
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等	-																																								
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等	・碧南市職員非常配備体制表 ・避難指示等の判断伝達マニュアル ・碧南市避難所開設・運営マニュアル																																								
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等	-																																								
5	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																																									
5	第1節 実施責任 (略) 3 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。	第1節 実施責任 (略) 3 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																								
5	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	1．県の地域防災計画の修正の反映																																								
7	3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東海農政局</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	内 容	(略)	(略)	東海農政局	(略)	3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東海農政局</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	内 容	(略)	(略)	東海農政局	(略)	(表記の整理)																												
機関名	内 容																																										
(略)	(略)																																										
東海農政局	(略)																																										
機関名	内 容																																										
(略)	(略)																																										
東海農政局	(略)																																										

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)		改正後(令和5年2月修正)		改正理由
7		(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。 (略)		(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (業務見直しに伴う修正) (表記の整理)
8	中部経済産業局	(4) (略) (追加)	中部経済産業局	(4) (略) (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
9	第四管区海上保安本部	(略) (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	第四管区海上保安本部	(略) (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告 (港則法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	中部地方整備局	(略) (2) 初動対応 (追加) 情報連絡員 (リエゾン) 等及び (略)	中部地方整備局	(略) (2) 初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員 (リエゾン) 等及び (略)	
9	4 自衛隊		4 自衛隊		1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正を踏まえた修正)
10	機関名	内 容	機関名	内 容	
	自衛隊	(略) (9) 炊飯及び給水を行う。 (追加) (10) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (11) 危険物 (火薬類等) の保安及び除去を行う。 (12) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。	自衛隊	(略) (9) 給食及び給水を行う。 (10) 入浴支援を行う。 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (12) 危険物 (火薬類等) の保安及び除去を行う。 (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。	
10	5 衣浦東部広域連合消防局		5 衣浦東部広域連合消防局		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
	機関名	内 容	機関名	内 容	
	碧南消防署 (以下、消防署)	(略) (9) 消防団活動の指揮命令を行う。	碧南消防署 (以下、消防署)	(略) (9) 消防団を所轄の下行動させる。	
10	6 指定公共機関		6 指定公共機関		1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
11	機関名	内 容	機関名	内 容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※)	(略) (※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。) (※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。)	中部電力パワーグリッド株式会社(※)、株式会社JERA	(略) (※) 刈谷営業所を含む。(以降同じ。) (削除)	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)		改正後(令和5年2月修正)		改正理由					
11	2)、電源開発株式会社(※3)	(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)		<u>(削除)</u>	(指定公共機関の追加に伴う修正)					
12	東邦瓦斯株式会社	(略) (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (追加)	東邦瓦斯株式会社 <u>(※)</u>	(略) (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u>						
	ソフトバンク株式会社	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)						
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>						
	一般社団法人日本建設業連合会	(略)	一般社団法人日本建設業連合会	(略)						
13	8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者		8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)					
	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>一般社団法人碧南市医師会</td><td>(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (追加)</td></tr></table>	機関名	内 容	一般社団法人碧南市医師会		(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (追加)	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>一般社団法人碧南市医師会</td><td>(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3) <u>遺体の検案に協力する。</u></td></tr></table>	機関名	内 容	一般社団法人碧南市医師会
機関名	内 容									
一般社団法人碧南市医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (追加)									
機関名	内 容									
一般社団法人碧南市医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3) <u>遺体の検案に協力する。</u>									
15	第2編 災害予防		第2編 災害予防							
15	第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進							
15	基本方針 ○ 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、 (略) 主な機関の措置		基本方針 ○ 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ <u>二</u> 等による共助が大切であり、 (略) 主な機関の措置		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)					

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																								
15	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災協働社会の 形成推進</td><td>(市)本部班(防 災課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 自主防災組織・ ボランティアと の連携</td><td>(市)本部班(防 災課)、地域班 (地域協働課)、 社会福祉協議会 (追加)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 企業防災の促進</td><td>(市)本部班(防 災課)、供給班 (商工課)、要配 慮者支援班(高齢 介護課)、福祉班 (福祉課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災協働社会の 形成推進	(市)本部班(防 災課)	(略)	第2節 自主防災組織・ ボランティアと の連携	(市)本部班(防 災課)、地域班 (地域協働課)、 社会福祉協議会 (追加)	(略)	第3節 企業防災の促進	(市)本部班(防 災課)、供給班 (商工課)、要配 慮者支援班(高齢 介護課)、福祉班 (福祉課)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災協働社会の 形成推進</td><td>防災課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 自主防災組織・ ボランティアと の連携</td><td>防災課、地域協 働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 企業防災の促進</td><td>全庁</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災協働社会の 形成推進	防災課	(略)	第2節 自主防災組織・ ボランティアと の連携	防災課、地域協 働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社	(略)	第3節 企業防災の促進	全庁	(略)	(表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 防災協働社会の 形成推進	(市)本部班(防 災課)	(略)																									
第2節 自主防災組織・ ボランティアと の連携	(市)本部班(防 災課)、地域班 (地域協働課)、 社会福祉協議会 (追加)	(略)																									
第3節 企業防災の促進	(市)本部班(防 災課)、供給班 (商工課)、要配 慮者支援班(高齢 介護課)、福祉班 (福祉課)	(略)																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 防災協働社会の 形成推進	防災課	(略)																									
第2節 自主防災組織・ ボランティアと の連携	防災課、地域協 働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社	(略)																									
第3節 企業防災の促進	全庁	(略)																									
16	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市における措置 (1) 自主防災組織の推進 (略)	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市における措置 (1) 自主防災組織の推進 (略)	2. 碧南市各部 局における活動 の反映等																								
17	ウ 自主防災組織等の環境整備 市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との 連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとす る。(略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、 ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	ウ 自主防災組織等の環境整備 市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との 連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとす る。(略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 市は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場 合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	(表記の整理) 1. 県の地域防 災計画の修正の 反映 (表記の整理)																								
19	第3節 企業防災の促進 (略)	第3節 企業防災の促進 (略)	2. 碧南市各部 局における活動 の反映等																								
20	2 市及び商工会議所等における措置 (略) また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への 積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。	2 市及び商工会議所等における措置 (略) また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練へ の積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。	(表記の整理)																								

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																																
22	第2章 水害予防対策																																																		
22	主な機関の措置																																																		
23	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 河川防災対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、中部地方整備局水防管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 雨水出水対策</td><td>(市) 下水道班(下水道課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 海岸防災対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 浸水想定区域における対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、中部地方整備局要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 地下空間の浸水対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、下水道班(下水道課)、地下空間の所有者・管理者・占有者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6節 農地防災対策</td><td>(市) 農水班(農業水産課)、東海農政局、土地改良区</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第7節 複合災害</td><td>(市) 本部班(防災課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 河川防災対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、中部地方整備局水防管理者	(略)	第2節 雨水出水対策	(市) 下水道班(下水道課)	(略)	第3節 海岸防災対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)	第4節 浸水想定区域における対策	(市) 本部班(防災課)、中部地方整備局要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	(略)	第5節 地下空間の浸水対策	(市) 本部班(防災課)、下水道班(下水道課)、地下空間の所有者・管理者・占有者	(略)	第6節 農地防災対策	(市) 農水班(農業水産課)、東海農政局、土地改良区	(略)	第7節 複合災害	(市) 本部班(防災課)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 河川防災対策</td><td>防災課、土木港湾課、下水道課、中部地方整備局水防管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 雨水出水対策</td><td>下水道課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 海岸防災対策</td><td>防災課、土木港湾課、農業水産課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 浸水想定区域における対策</td><td>防災課、中部地方整備局要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 地下空間の浸水対策</td><td>防災課、下水道課、地下空間の所有者・管理者・占有者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6節 農地防災対策</td><td>農業水産課、東海農政局、土地改良区</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第7節 複合災害</td><td>防災課</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 河川防災対策	防災課、土木港湾課、下水道課、中部地方整備局水防管理者	(略)	第2節 雨水出水対策	下水道課	(略)	第3節 海岸防災対策	防災課、土木港湾課、農業水産課	(略)	第4節 浸水想定区域における対策	防災課、中部地方整備局要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	(略)	第5節 地下空間の浸水対策	防災課、下水道課、地下空間の所有者・管理者・占有者	(略)	第6節 農地防災対策	農業水産課、東海農政局、土地改良区	(略)	第7節 複合災害	防災課	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
	区 分	機 関 名	主 な 内 容																																																
	第1節 河川防災対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、中部地方整備局水防管理者	(略)																																																
	第2節 雨水出水対策	(市) 下水道班(下水道課)	(略)																																																
	第3節 海岸防災対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)																																																
	第4節 浸水想定区域における対策	(市) 本部班(防災課)、中部地方整備局要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	(略)																																																
	第5節 地下空間の浸水対策	(市) 本部班(防災課)、下水道班(下水道課)、地下空間の所有者・管理者・占有者	(略)																																																
第6節 農地防災対策	(市) 農水班(農業水産課)、東海農政局、土地改良区	(略)																																																	
第7節 複合災害	(市) 本部班(防災課)	(略)																																																	
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																																	
第1節 河川防災対策	防災課、土木港湾課、下水道課、中部地方整備局水防管理者	(略)																																																	
第2節 雨水出水対策	下水道課	(略)																																																	
第3節 海岸防災対策	防災課、土木港湾課、農業水産課	(略)																																																	
第4節 浸水想定区域における対策	防災課、中部地方整備局要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	(略)																																																	
第5節 地下空間の浸水対策	防災課、下水道課、地下空間の所有者・管理者・占有者	(略)																																																	
第6節 農地防災対策	農業水産課、東海農政局、土地改良区	(略)																																																	
第7節 複合災害	防災課	(略)																																																	
23	第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																																
24	1 中部地方整備局、県（建設局）及び市における措置 (略) (8) 水災害連携の連絡会・協議会 (略) (追加)	1 中部地方整備局、県（建設局）及び市における措置 (略) (8) 水災害連携の連絡会・協議会 (略) ウ 流域治水協議会 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川水系流域において、あらゆる関係者が協働して流	(防災基本計画の修正を踏まえた修正)																																																

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
24		<u>域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。</u>	
26	第4節 浸水想定区域における対策 1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） （1）区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、（略）	第4節 浸水想定区域における対策 1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） （1）区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は <u>洪水</u> 特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、（略）	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
27	4 浸水想定区域のある市町村における措置 （1）市地域防災計画に定める事項 市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 （略） エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 （略） オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法 第2編第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第2節「要配慮者支援対策」、第3編第2章「避難行動」第1節「気象警報等の発表、伝達」、第2節「避難 <u>勧告</u> 等」、第3節「住民等の避難誘導」、第24章「学校における対策」第1節「気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置」を参照。 （略） <u>（追加）</u>	4 浸水想定区域のある市町村における措置 （1）市地域防災計画に定める事項 市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 （略） エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 <u>（ただし、<u>ウ</u>の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）</u> （略） オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法 第2編第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第2節「要配慮者支援対策」、第3編第2章「避難行動」第1節「気象警報等の発表、伝達」、第2節「避難 <u>情報</u> 」、第3節「住民等の避難誘導」、第24章「学校における対策」第1節「気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置」を参照。 （略） <u>（4）市長の助言・勧告</u> <u>市長は、碧南市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理） 2. 碧南市各局における活動の反映等 （表記の整理） 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （水防法改正（第15条）に伴う修正）
28			

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																								
29	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (水防法改正(第15条)に伴う修正)																								
30	第7節 複合災害 1 市における措置 (略) (2) 地震・津波発生後の初動期以降に洪水が発生するパターン 地震発生から時間が経過して洪水が発生する場合、洪水に関しては事前に予測する事が可能であるため、被害の拡大を防ぐため河川近くの避難所で生活している被災者の移動を優先的にするなど浸水リスクの高い地域の避難勧告・誘導等を実施する。その際、市内の避難所のみでは十分な収容能力を確保できない場合も考えられるため、一時的に待機可能な場所や市外への広域応援を検討する。	第7節 複合災害 1 市における措置 (略) (2) 地震・津波発生後の初動期以降に洪水が発生するパターン 地震発生から時間が経過して洪水が発生する場合、洪水に関しては事前に予測する事が可能であるため、被害の拡大を防ぐため河川近くの避難所で生活している被災者の移動を優先的にするなど浸水リスクの高い地域の避難指示・誘導等を実施する。その際、市内の避難所のみでは十分な収容能力を確保できない場合も考えられるため、一時的に待機可能な場所や市外への広域応援を検討する。	2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)																								
31																											
32	第3章 土砂災害予防対策	第3章 土砂災害予防対策																									
32	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 土地利用の適正誘導</td><td>(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 土砂災害の防止</td><td>県 (市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td><td>(略) (略)</td></tr><tr><td>第3節 砂防対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 土地利用の適正誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)	第2節 土砂災害の防止	県 (市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略) (略)	第3節 砂防対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 土地利用の適正誘導</td><td>都市計画課、建築課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 土砂災害の防止</td><td>県 防災課、土木港湾課</td><td>(略) (略)</td></tr><tr><td>第3節 砂防対策</td><td>防災課、土木港湾課</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課、建築課	(略)	第2節 土砂災害の防止	県 防災課、土木港湾課	(略) (略)	第3節 砂防対策	防災課、土木港湾課	(略)	2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第1節 土地利用の適正誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)																									
第2節 土砂災害の防止	県 (市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略) (略)																									
第3節 砂防対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課、建築課	(略)																									
第2節 土砂災害の防止	県 防災課、土木港湾課	(略) (略)																									
第3節 砂防対策	防災課、土木港湾課	(略)																									

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)			改正後(令和5年2月修正)			改正理由																								
32	<table><tr><td rowspan="3">第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td><td>(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、県</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)社会福祉施設等管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>要配慮者利用施設</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 宅地造成の規制誘導</td><td>(市)土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)、県</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6節 被災宅地危険度判定の体制整備</td><td>(市)住宅建築班(建築課)</td><td>(略)</td></tr></table>	第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、県	(略)	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)社会福祉施設等管理者	(略)	要配慮者利用施設	(略)	第5節 宅地造成の規制誘導	(市)土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)、県	(略)	第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	(市)住宅建築班(建築課)	(略)	<table><tr><td rowspan="3">第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td><td>防災課、土木港湾課、県</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課 社会福祉施設等管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>要配慮者利用施設</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 宅地造成の規制誘導</td><td>都市計画課、建築課、県</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6節 被災宅地危険度判定の体制整備</td><td>建築課</td><td>(略)</td></tr></table>			第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	防災課、土木港湾課、県	(略)	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課 社会福祉施設等管理者	(略)	要配慮者利用施設	(略)	第5節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課、県	(略)	第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	(略)	(表記の整理)
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、県		(略)																												
	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)社会福祉施設等管理者		(略)																												
	要配慮者利用施設	(略)																													
第5節 宅地造成の規制誘導	(市)土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)、県	(略)																													
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	(市)住宅建築班(建築課)	(略)																													
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	防災課、土木港湾課、県	(略)																													
	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課 社会福祉施設等管理者	(略)																													
	要配慮者利用施設	(略)																													
第5節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課、県	(略)																													
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	(略)																													
33	第2節 土砂災害の防止 1 県（建設局、農林基盤局）における措置 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により 土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。 また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。 (略)			第2節 土砂災害の防止 1 県（建設局、農林基盤局）における措置 (2) へ移行) (1) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。 また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。 (略) (2) 山地災害危険地区の把握			1. 県の地域防災計画の修正の反映																								
33							(土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため)																								

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
33	(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料</u>を市へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。 基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 (略)	県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。 (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料</u>を市へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。 基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。 (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため)
34	オ <u>土石流危険溪流</u> ① <u>標識等による住民への周知</u> ② <u>土石流を受け止める砂防えん堤の設置</u> カ <u>山地災害危険地区</u> (略) (5) 土砂災害監視システムの整備 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を市や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う。	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> オ <u>山地災害危険地区</u> (略) (5) 土砂災害監視システムによる情報提供 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を<u>土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。</u>	
34	2 市における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 (略)	2 市における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、<u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため)
35	(2) ハザードマップの作成及び周知 (略)	(2) ハザードマップの作成及び周知 (略)	
36	イ 住民の避難、救助等について (ア) 住民の避難 住民の避難について、避難勧告等の判断基準は、「避難勧告等の判	イ 住民の避難、救助等について (ア) 住民の避難 住民の避難について、避難情報^{情報}の判断基準は、「避難指示^{指示}等の判断・	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
36	断・伝達マニュアル」に定めるとおりであるが、発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。 避難勧告等の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページ及びLINE、twitter、Facebookなどのソーシャルメディアへの掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。 著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難の勧告・指示が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員児童委員等との連携・協力により、住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。	伝達マニュアル」に定めるとおりであるが、発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。 避難情報の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページ及びLINE、twitter、Facebookなどのソーシャルメディアへの掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。 著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難の勧告・指示が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員・<u>児童委員</u>等との連携・協力により、住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
37	第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映
38	2 市における措置 (略) <u>(追加)</u>	2 市における措置 (略) <u>(4) 市長の助言・勧告</u> <u>市長は、碧南市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	(土砂災害防止法の改正に伴う修正)
38	3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>及び市長への報告</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (土砂災害防止法の改正に伴う修正)
40	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																						
40	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第4節 道路災害対策</td><td>道路管理者（中部地方整備局、県、<u>(市) 土木施設管理班(土木港湾課)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、消防署</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策</td><td>事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>事業者、消防署、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、名古屋地方気象台</td><td>(略)</td></tr><tr><td>愛知労働局、消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課)</u> 県</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第4節 道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、 <u>(市) 土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)	<u>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、消防署</u>	(略)	第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	事業者	(略)	事業者、消防署、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、名古屋地方気象台	(略)	愛知労働局、消防署	(略)	<u>(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課)</u> 県	(略)	防災関係機関	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第4節 道路災害対策</td><td>道路管理者（中部地方整備局、県、土木港湾課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災課、土木港湾課、消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策</td><td>事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>事業者、消防署、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、名古屋地方気象台</td><td>(略)</td></tr><tr><td>愛知労働局、消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災課、経営企画課、健康課、商工課、農業水産課、<u>市民課</u> 県</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第4節 道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、土木港湾課	(略)	防災課、土木港湾課、消防署	(略)	第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	事業者	(略)	事業者、消防署、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、名古屋地方気象台	(略)	愛知労働局、消防署	(略)	防災課、経営企画課、健康課、商工課、農業水産課、 <u>市民課</u> 県	(略)	防災関係機関	(略)	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																							
第4節 道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、 <u>(市) 土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)																																							
	<u>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、消防署</u>	(略)																																							
第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	事業者	(略)																																							
	事業者、消防署、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、名古屋地方気象台	(略)																																							
	愛知労働局、消防署	(略)																																							
	<u>(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課)</u> 県	(略)																																							
	防災関係機関	(略)																																							
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																							
第4節 道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、土木港湾課	(略)																																							
	防災課、土木港湾課、消防署	(略)																																							
第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	事業者	(略)																																							
	事業者、消防署、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、名古屋地方気象台	(略)																																							
	愛知労働局、消防署	(略)																																							
	防災課、経営企画課、健康課、商工課、農業水産課、 <u>市民課</u> 県	(略)																																							
	防災関係機関	(略)																																							
45	第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 (略) 3 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ、又は共同して共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。	第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 (略) 3 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ、又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																						
48	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化																																							
48	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 交通関係施設対策</td><td>施設管理者等、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 交通関係施設対策	施設管理者等、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 交通関係施設対策</td><td>施設管理者等、土木港湾課、都市計画課、農業水産課</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 交通関係施設対策	施設管理者等、土木港湾課、都市計画課、農業水産課	(略)	2．碧南市各部署における活動の反映等																										
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																							
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等、土木施設管理班(土木港湾課、都市計画	(略)																																							
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																							
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等、土木港湾課、都市計画課、農業水産課	(略)																																							

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)			改正後(令和5年2月修正)			改正理由																																		
48	<table><tr><td></td><td>課)、農水班(農業水産課) 消防署</td><td></td></tr><tr><td>第2節 ライフライン関係施設対策</td><td>施設管理者等、 (市)本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 文化財保護対策</td><td>(市)文化財課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 防災建造物整備対策</td><td>(市)住宅建築班(建築課)、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>独立行政法人住宅金融支援機構、 日本政策投資銀行</td><td>(略)</td></tr></table>				課)、農水班(農業水産課) 消防署		第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等、 (市)本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)	(略)	第3節 文化財保護対策	(市)文化財課	(略)	第4節 防災建造物整備対策	(市)住宅建築班(建築課)、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、 消防署	(略)		独立行政法人住宅金融支援機構、 日本政策投資銀行	(略)	<table><tr><td></td><td>消防署</td><td></td></tr><tr><td>第2節 ライフライン関係施設対策</td><td>施設管理者等、防災課、農業水産課、水道課、下水道課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 文化財保護対策</td><td>文化財課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 防災建造物整備対策</td><td>建築課、こども課、庶務課、学校教育課、 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>独立行政法人住宅金融支援機構、 日本政策投資銀行</td><td>(略)</td></tr></table>				消防署		第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等、防災課、農業水産課、水道課、下水道課	(略)	第3節 文化財保護対策	文化財課	(略)	第4節 防災建造物整備対策	建築課、こども課、庶務課、学校教育課、 消防署	(略)		独立行政法人住宅金融支援機構、 日本政策投資銀行	(略)	(表記の整理)				
	課)、農水班(農業水産課) 消防署																																								
第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等、 (市)本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)	(略)																																							
第3節 文化財保護対策	(市)文化財課	(略)																																							
第4節 防災建造物整備対策	(市)住宅建築班(建築課)、こども班(こども課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、 消防署	(略)																																							
	独立行政法人住宅金融支援機構、 日本政策投資銀行	(略)																																							
	消防署																																								
第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等、防災課、農業水産課、水道課、下水道課	(略)																																							
第3節 文化財保護対策	文化財課	(略)																																							
第4節 防災建造物整備対策	建築課、こども課、庶務課、学校教育課、 消防署	(略)																																							
	独立行政法人住宅金融支援機構、 日本政策投資銀行	(略)																																							
55	第6章 都市の防災性の向上			第6章 都市の防災性の向上																																					
55	主な機関の措置			主な機関の措置			2. 碧南市各部署における活動の反映等																																		
	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</td><td>(市)土木施設管理班(都市計画課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td><td>(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 建築物の不燃化の促進</td><td>(市)土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 建築物の強風対策</td><td>住宅建築班(建築課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 市街地の整備・改善</td><td>(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、住宅建築班(建築課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	(市)土木施設管理班(都市計画課)	(略)	第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)	(略)	第3節 建築物の不燃化の促進	(市)土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)	第4節 建築物の強風対策	住宅建築班(建築課)	(略)	第5節 市街地の整備・改善	(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、住宅建築班(建築課)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</td><td>都市計画課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td><td>土木港湾課、都市計画課、都市整備課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 建築物の不燃化の促進</td><td>都市計画課、建築課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 建築物の強風対策</td><td>建築課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 市街地の整備・改善</td><td>土木港湾課、都市計画課、都市整備課、 建築課</td><td>(略)</td></tr></table>			区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	都市計画課	(略)	第2節 防災上重要な都市施設の整備	土木港湾課、都市計画課、都市整備課	(略)	第3節 建築物の不燃化の促進	都市計画課、建築課	(略)	第4節 建築物の強風対策	建築課	(略)	第5節 市街地の整備・改善	土木港湾課、都市計画課、都市整備課、 建築課	(略)	(表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																																							
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	(市)土木施設管理班(都市計画課)	(略)																																							
第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)	(略)																																							
第3節 建築物の不燃化の促進	(市)土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)																																							
第4節 建築物の強風対策	住宅建築班(建築課)	(略)																																							
第5節 市街地の整備・改善	(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、住宅建築班(建築課)	(略)																																							
区 分	機関名	主 な 措 置																																							
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	都市計画課	(略)																																							
第2節 防災上重要な都市施設の整備	土木港湾課、都市計画課、都市整備課	(略)																																							
第3節 建築物の不燃化の促進	都市計画課、建築課	(略)																																							
第4節 建築物の強風対策	建築課	(略)																																							
第5節 市街地の整備・改善	土木港湾課、都市計画課、都市整備課、 建築課	(略)																																							

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																		
57	第5節 市街地の整備・改善 1 市における措置 (1) 密集市街地の改善 狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却や跡地利用に対する取り組みをはじめとする、密集市街地を整備・改善する事業は、道路拡幅や耐震性能の向上、(略)	第5節 市街地の整備・改善 1 市における措置 (1) 密集市街地の改善 狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却などの取り組みをはじめとする、密集市街地を整備・改善する事業は、道路拡幅や耐震性能の向上、(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																		
58	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備																			
58	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備</td><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)を始め全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)を始め全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)		(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備</td><td>全庁 消防署、県</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	全庁 消防署、県	(略)		(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)を始め全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)																			
	(略)	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第1節 防災施設・設備、 災害用資機材及び 体制の整備	全庁 消防署、県	(略)																			
	(略)	(略)																			
58	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 市及び防災関係機関における措置 (略)	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 市及び防災関係機関における措置 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映																		
60	(6) 防災中枢機能の充実 ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)	(6) 防災中枢機能の充実 ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)	(防災基本計画の修正を踏まえた修正)																		

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
60	(7) 防災関係機関相互の連携 (追加)	(7) 防災関係機関相互の連携 <u>ウ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u>	
		<u>エ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	
61	(略) 6 情報の収集・連絡体制の整備等 (1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に <u>かんがみ</u> 、(略) (略)	(略) 6 情報の収集・連絡体制の整備等 (1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を <u>考慮して</u> 、(略) (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
62	(2) 通信手段の確保 (略) ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 (略)	(2) 通信手段の確保 (略) ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 (略)	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映
63	(3) 被災者等への情報伝達 (略) また、 <u>電気</u> 通信事業者は、(略)	(3) 被災者等への情報伝達 (略) また、通信事業者は、(略)	(表記の整理)
66	第8章 避難行動の促進対策	第8章 避難行動の促進対策	
66	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるよう に、発令基準を基に <u>避難情報</u> を発令する。	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるよう に、発令基準を基に発令する。	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映 (表記の整理)
66	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																								
66	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 気象警報や避難 情報の情報伝達 体制の整備</td><td>県、 (市) 本部班(防 災課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 緊急避難場所 (一時退避場 所、火災時退避 場所) 及び避難 路の指定等</td><td>(市) 本部班(防 災課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第3節 避難情報の判断 及び伝達マニ ュアルの作成</td><td>(市) 本部班(防 災課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県、名古屋地方 気象台、中部地 方整備局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 避難誘導等に係 る計画の策定</td><td>(市) 本部班(防 災課)、 防災上重要な施 設の管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 避難に関する意 識啓発</td><td>県、 (市) 本部班(防 災課) 名古屋地方気象 台</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 気象警報や避難 情報の情報伝達 体制の整備	県、 (市) 本部班(防 災課)	(略)	第2節 緊急避難場所 (一時退避場 所、火災時退避 場所) 及び避難 路の指定等	(市) 本部班(防 災課)	(略)	第3節 避難情報の判断 及び伝達マニ ュアルの作成	(市) 本部班(防 災課)	(略)	県、名古屋地方 気象台、中部地 方整備局	(略)	第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	(市) 本部班(防 災課)、 防災上重要な施 設の管理者	(略)	第5節 避難に関する意 識啓発	県、 (市) 本部班(防 災課) 名古屋地方気象 台	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 気象警報や避難 情報の情報伝達 体制の整備</td><td>県、 防災課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 緊急避難場所 (一時退避場 所、火災時退避 場所) 及び避難 路の指定等</td><td>防災課、<u>土木港 湾課</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第3節 避難情報の判 断・伝達マニ ュアルの作成</td><td>防災課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県、名古屋地方 気象台、中部地 方整備局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 避難誘導等に係 る計画の策定</td><td>防災課、<u>資産活 用課、消防署、 警察署</u> 防災上重要な施 設の管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 避難に関する意 識啓発</td><td>県、 防災課 名古屋地方気象 台</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 気象警報や避難 情報の情報伝達 体制の整備	県、 防災課	(略)	第2節 緊急避難場所 (一時退避場 所、火災時退避 場所) 及び避難 路の指定等	防災課、 <u>土木港 湾課</u>	(略)	第3節 避難情報の判 断・伝達マニ ュアルの作成	防災課	(略)	県、名古屋地方 気象台、中部地 方整備局	(略)	第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	防災課、 <u>資産活 用課、消防署、 警察署</u> 防災上重要な施 設の管理者	(略)	第5節 避難に関する意 識啓発	県、 防災課 名古屋地方気象 台	(略)	局における活動 の反映等 (表記の整理) 1. 県の地域防 災計画の修正の 反映 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																									
第1節 気象警報や避難 情報の情報伝達 体制の整備	県、 (市) 本部班(防 災課)	(略)																																									
第2節 緊急避難場所 (一時退避場 所、火災時退避 場所) 及び避難 路の指定等	(市) 本部班(防 災課)	(略)																																									
第3節 避難情報の判断 及び伝達マニ ュアルの作成	(市) 本部班(防 災課)	(略)																																									
	県、名古屋地方 気象台、中部地 方整備局	(略)																																									
第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	(市) 本部班(防 災課)、 防災上重要な施 設の管理者	(略)																																									
第5節 避難に関する意 識啓発	県、 (市) 本部班(防 災課) 名古屋地方気象 台	(略)																																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																									
第1節 気象警報や避難 情報の情報伝達 体制の整備	県、 防災課	(略)																																									
第2節 緊急避難場所 (一時退避場 所、火災時退避 場所) 及び避難 路の指定等	防災課、 <u>土木港 湾課</u>	(略)																																									
第3節 避難情報の判 断・伝達マニ ュアルの作成	防災課	(略)																																									
	県、名古屋地方 気象台、中部地 方整備局	(略)																																									
第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	防災課、 <u>資産活 用課、消防署、 警察署</u> 防災上重要な施 設の管理者	(略)																																									
第5節 避難に関する意 識啓発	県、 防災課 名古屋地方気象 台	(略)																																									
66	第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備 (略)	第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備 (略)	2. 碧南市各部 局における活動 の反映等																																								
67	2 市における措置 (略) また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	2 市における措置 (略) また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	(表記の整理)																																								
68	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 (略)	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 (略)	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映																																								

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																					
69	イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること (略) （エ）土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報 (略) キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること （ア）避難の指示等を発令する基準は、（略）水防警報の<u>発令</u>など、（略）	イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること (略) （エ）土砂災害警戒情報、<u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報 (略) キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること （ア）避難の指示等を発令する基準は、（略）水防警報の<u>発表</u>など、（略）	（表記の整理）																					
74	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																						
74	基本方針 (略) ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、（略） 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備</td><td><u>（市）本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、第1医療班(健康課)、下水道班(下水道課)、環境班(環境課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課、文化創造課)等避難所施設(追加)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節</td><td><u>本部班（防災課）、要配慮者支援班(高齢介護課)、福</u></td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 避難所の指定・整備	<u>（市）本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、第1医療班(健康課)、下水道班(下水道課)、環境班(環境課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課、文化創造課)等避難所施設(追加)</u>	(略)	第2節	<u>本部班（防災課）、要配慮者支援班(高齢介護課)、福</u>	(略)	基本方針 (略) ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・<u>児童委員</u>、（略） 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備</td><td>防災課、庶務課、<u>こども課</u>、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、<u>スポーツ課、農業水産課、自主防災会</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>防災課、<u>商工課</u></td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、 <u>こども課</u> 、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、 <u>スポーツ課、農業水産課、自主防災会</u>	(略)	第2節 要配慮者支援対策	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)	第3節 帰宅困難者対策	防災課、 <u>商工課</u>	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理） 2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
区 分	機 関 名	主 な 内 容																						
第1節 避難所の指定・整備	<u>（市）本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、第1医療班(健康課)、下水道班(下水道課)、環境班(環境課)、避難所班(国保年金課)、社会教育班(生涯学習課、文化創造課)等避難所施設(追加)</u>	(略)																						
第2節	<u>本部班（防災課）、要配慮者支援班(高齢介護課)、福</u>	(略)																						
区 分	機 関 名	主 な 内 容																						
第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、 <u>こども課</u> 、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、 <u>スポーツ課、農業水産課、自主防災会</u>	(略)																						
第2節 要配慮者支援対策	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)																						
第3節 帰宅困難者対策	防災課、 <u>商工課</u>	(略)																						

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)		改正後(令和5年2月修正)	改正理由						
74	<table><tr><td>要配慮者支援対策</td><td>祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td><td></td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)</td><td>(略)</td></tr></table>		要配慮者支援対策	祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者		第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)	(略)		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
要配慮者支援対策	祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者									
第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)	(略)								
75	第1節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>(追加)</u> (略)		第1節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源の確保等に配慮をするよう努めるものとする。</u> (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正を踏まえた修正)						
76	(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備</u>等		(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u>等							
77	第2節 要配慮者支援対策 1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 (略)		第2節 要配慮者支援対策 1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映						
78	エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供		エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	(児童委員の追記(防災基本計						

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由												
78	(略) 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自主防災会及び町内会とする。	(略) 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自主防災会及び町内会とする。	画の表記と統一))												
79	(略) (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策	(略) (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策													
80	(略) ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (7) 計画の作成 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。	(略) ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (7) 計画の作成 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。													
	(略) <u>(追加)</u>	(略) <u>(ウ) 市長の助言・勧告</u> <u>市長は、碧南市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	(表記の整理) (水防法の改正等に伴う修正)												
80	第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置	第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等												
81	(略) (2) 事業者による物資の備蓄等の促進 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。	(略) (2) 事業者による物資の備蓄等の促進 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等 <u>(3日分を推奨)</u> を促すものとする。													
82	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備													
82	主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節</td><td><u>(市) 本部班(防災課)</u></td><td>(略)</td></tr></table>	区分	機関名	主 な 措 置	第1節	<u>(市) 本部班(防災課)</u>	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節</td><td>防災課</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	機関名	主 な 措 置	第1節	防災課	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等
区分	機関名	主 な 措 置													
第1節	<u>(市) 本部班(防災課)</u>	(略)													
区分	機関名	主 な 措 置													
第1節	防災課	(略)													

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)			改正後(令和5年2月修正)			改正理由
82	広域応援・受援体制の整備	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院始め全課	(略)	広域応援・受援体制の整備	全庁、消防署、警察署	(略)	(表記の整理)
	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市)本部班(防災課)消防署	(略)	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	防災課、秘書情報課 消防署、警察署	(略)	
	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市)本部班(防災課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)	(略)	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	防災課、資産活用課、行政課、商工課	(略)	
	第4節 防災活動拠点の確保等	本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)社会教育班(スポーツ課)	(略)	第4節 防災活動拠点の確保等	防災課、土木港湾課、都市整備課、スポーツ課	(略)	
82	第1節 広域応援・受援体制の整備 (略)			第1節 広域応援・受援体制の整備 (略)			1. 県の地域防災計画の修正の反映
83	4 受援体制の整備 (略) また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。			4 受援体制の整備 (略) また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。			
84	第4節 防災活動拠点の確保等 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (略)			第4節 防災活動拠点の確保等 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (略)			1. 県の地域防災計画の修正の反映
85	また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西			また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西			

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																
85	部」(豊山町・青山地区)において整備する。 <u>なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。</u>	部」(豊山町・青山地区)において整備する。 <u>当該拠点には、臨空消防学校(仮称)と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</u>	の整備計画修正に伴う修正) (防災基本計画の修正を踏まえた修正)																																
86	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上																																	
86	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 防災訓練の実施</td><td>(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課) 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td><td>(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)を始め全課 消防署、県警察、名古屋地方気象台</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第3節 防災のための教育</td><td>(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課 消防署	(略)	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課) 消防署	(略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)を始め全課 消防署、県警察、名古屋地方気象台	(略)	第3節 防災のための教育	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)	(略)	防災関係機関	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 防災訓練の実施</td><td>全庁 消防署 災害復旧協議会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災課、こども課、学校教育課 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td><td>全庁 消防署、県警察、名古屋地方気象台</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第3節 防災のための教育</td><td>防災課、学校教育課、こども課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 防災訓練の実施	全庁 消防署 災害復旧協議会	(略)	防災課、こども課、学校教育課 消防署	(略)	第2節 防災のための意識啓発・広報	全庁 消防署、県警察、名古屋地方気象台	(略)	第3節 防災のための教育	防災課、学校教育課、こども課	(略)	防災関係機関	(略)	
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																	
第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課 消防署	(略)																																	
	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課) 消防署	(略)																																	
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)を始め全課 消防署、県警察、名古屋地方気象台	(略)																																	
第3節 防災のための教育	(市)本部班(防災課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)	(略)																																	
	防災関係機関	(略)																																	
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																	
第1節 防災訓練の実施	全庁 消防署 災害復旧協議会	(略)																																	
	防災課、こども課、学校教育課 消防署	(略)																																	
第2節 防災のための意識啓発・広報	全庁 消防署、県警察、名古屋地方気象台	(略)																																	
第3節 防災のための教育	防災課、学校教育課、こども課	(略)																																	
	防災関係機関	(略)																																	
86	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																
	1 市及び消防署における措置 (略)	1 市及び消防署における措置 (略)																																	
88	(4) 防災訓練の指導協力	(4) 防災訓練の指導協力																																	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
88	(略) さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (略) 2 市及び学校等管理者における措置	(略) さらに、企業を地域コミュニティ <u>二</u> の一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (略) 2 市及び <u>国立・私立</u> 学校等管理者における措置	(表記の整理) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
89	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び消防署における措置	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び消防署における措置	1. 県の地域防災計画の修正の反映
90	(略) (4) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	(略) (4) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	(継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記)
90	第3節 防災のための教育 1 市及び学校等管理者における措置 (略) (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、学級会活動、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。	第3節 防災のための教育 1 市及び <u>国立・私立</u> 学校等管理者における措置 (略) (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、学級会活動、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正を踏まえた修正)
92	第12章 防災に関する調査研究の推進	第12章 防災に関する調査研究の推進	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由												
92	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 防災に関する調査研究の推進</td><td>(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 防災に関する調査研究の推進	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 防災に関する調査研究の推進</td><td>防災課、土木港湾課</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 防災に関する調査研究の推進	防災課、土木港湾課	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 防災に関する調査研究の推進	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 防災に関する調査研究の推進	防災課、土木港湾課	(略)													
92	第1節 防災に関する調査研究の推進 1 市における措置 (略) (3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル(集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等)でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。	第1節 防災に関する調査研究の推進 1 市における措置 (略) (3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティ二レベル(集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等)でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)												
93															
94	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策													
94	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)													
94	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第3節 災害救助法の適用</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第3節 災害救助法の適用	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第3節 災害救助法の適用</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第3節 災害救助法の適用	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第3節 災害救助法の適用	(略)	(略)													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第3節 災害救助法の適用	(略)	(略)													
95	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第3節 災害救助法の適用</td><td>(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第3節 災害救助法の適用	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第3節 災害救助法の適用</td><td>(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課、行政課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第3節 災害救助法の適用	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課、行政課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括	(略)	
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第3節 災害救助法の適用	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括	(略)													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第3節 災害救助法の適用	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課、行政課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括	(略)													

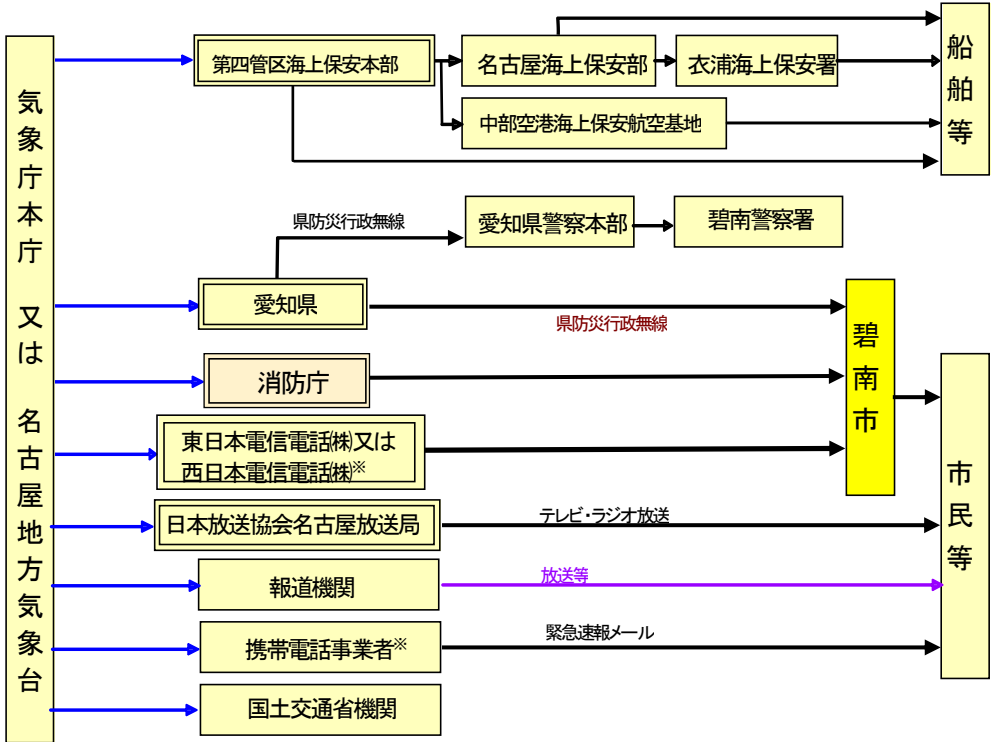
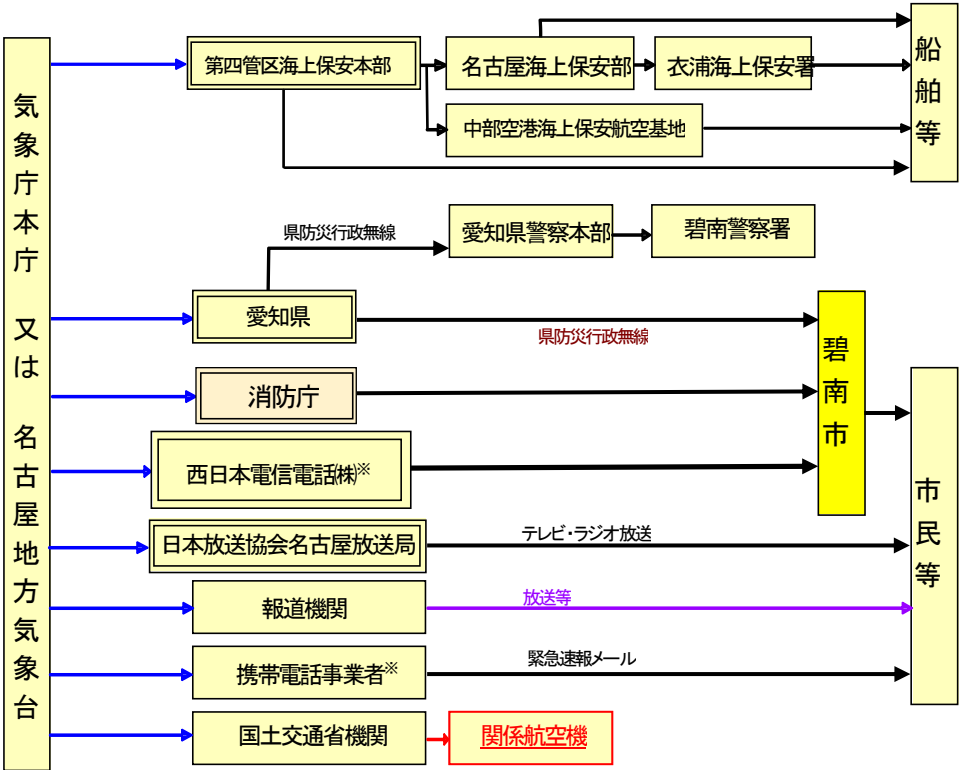
碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																																
	<table><tr><td></td><td>日本赤十字社 愛知県支部</td><td>(略)</td></tr></table>		日本赤十字社 愛知県支部	(略)	<table><tr><td></td><td>日本赤十字社 愛知県支部</td><td>(略)</td></tr></table>		日本赤十字社 愛知県支部	(略)																																											
	日本赤十字社 愛知県支部	(略)																																																	
	日本赤十字社 愛知県支部	(略)																																																	
95	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																																
	1 市における措置	1 市における措置																																																	
	(略)	(略)																																																	
96	(5) 本部長（市長）不在時における意思決定	(5) 本部長（市長）不在時における意思決定																																																	
	(略)	(略)	(表記の整理)																																																
	イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。	イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、 <u>防災監（市民協働部長）を最優先にするほか</u> 、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。																																																	
	(略)	(略)																																																	
97	(6) 本部員会議	(6) 本部員会議																																																	
	ア 本部員会議の協議事項	ア 本部員会議の協議事項																																																	
	(ア) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。	(ア) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。																																																	
	(イ) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。	(イ) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。																																																	
	(ウ) <u>避難の指示又は避難勧告</u> に関すること。	(ウ) <u>避難情報</u> に関すること。	(表記の整理)																																																
101	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																																
	1 県における措置	1 県における措置																																																	
	(略)	(略)																																																	
102	(3) 市町村への委任	(3) 市町村への委任	(表記の整理)																																																
	<table><tr><th rowspan="2">救助の種類（市担当部署）</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>食品の給与（供給班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の供給（水道班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与（供給班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2" rowspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>市町村立小・中学校等児童生徒分（学校教育班）</td></tr></table>	救助の種類（市担当部署）	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)		食品の給与（供給班）	市（県が委任）		飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）		被服、寝具の給与（供給班）	市（県が委任）		(略)	(略)	(略)	学用品の給与	市（県が委任）		市町村立小・中学校等児童生徒分（学校教育班）	<table><tr><th rowspan="2">救助の種類（市担当部署）</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>食品の給与（<u>調達班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の供給（水道班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与（<u>調達班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2" rowspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>市立学校児童生徒分（学校教育班）</td></tr></table>	救助の種類（市担当部署）	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)		食品の給与（ <u>調達班</u> ）	市（県が委任）		飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）		被服、寝具の給与（ <u>調達班</u> ）	市（県が委任）		(略)	(略)	(略)	学用品の給与	市（県が委任）		市立学校児童生徒分（学校教育班）	1. 県の地域防災計画の修正の反映
救助の種類（市担当部署）	実施者																																																		
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																	
(略)	(略)																																																		
食品の給与（供給班）	市（県が委任）																																																		
飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）																																																		
被服、寝具の給与（供給班）	市（県が委任）																																																		
(略)	(略)	(略)																																																	
学用品の給与	市（県が委任）																																																		
市町村立小・中学校等児童生徒分（学校教育班）																																																			
救助の種類（市担当部署）	実施者																																																		
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																	
(略)	(略)																																																		
食品の給与（ <u>調達班</u> ）	市（県が委任）																																																		
飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）																																																		
被服、寝具の給与（ <u>調達班</u> ）	市（県が委任）																																																		
(略)	(略)	(略)																																																	
学用品の給与	市（県が委任）																																																		
市立学校児童生徒分（学校教育班）																																																			

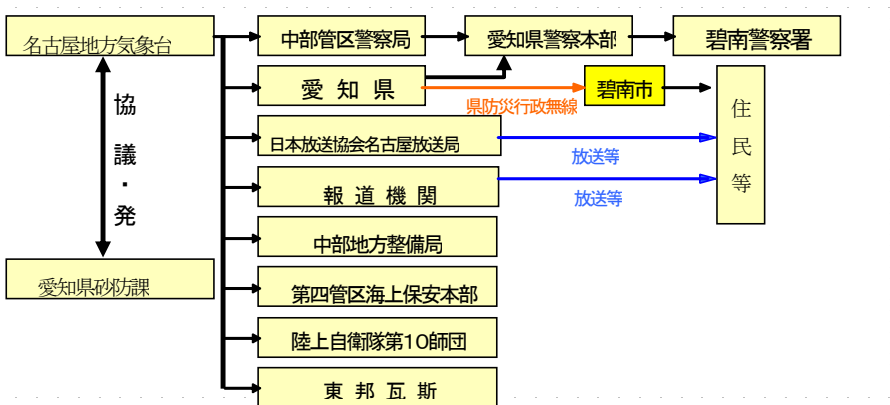
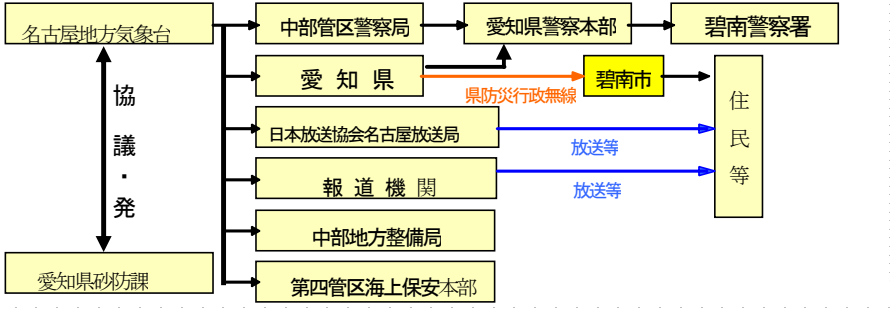
碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																																
103	<table><tr><td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td><td>県（県民文化局、教育委員会）</td></tr><tr><td>埋葬（市民班）</td><td>市（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理（市民班）</td><td>市（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去(土木施設管理班)</td><td>市（県が委任）</td></tr></table>	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	埋葬（市民班）	市（県が委任）	死体の搜索及び処理（市民班）	市（県が委任）	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去(土木施設管理班)	市（県が委任）	<table><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td>県（県民文化局、教育委員会）</td></tr><tr><td>埋葬（<u>遺体安置班</u>）</td><td>市（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理（<u>遺体安置班</u>）</td><td>市（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去(土木施設管理班)</td><td>市（県が委任）</td></tr></table>	県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	埋葬（ <u>遺体安置班</u> ）	市（県が委任）	死体の搜索及び処理（ <u>遺体安置班</u> ）	市（県が委任）	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去(土木施設管理班)	市（県が委任）	（表記の整理）																																
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																		
埋葬（市民班）	市（県が委任）																																																		
死体の搜索及び処理（市民班）	市（県が委任）																																																		
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去(土木施設管理班)	市（県が委任）																																																		
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																		
埋葬（ <u>遺体安置班</u> ）	市（県が委任）																																																		
死体の搜索及び処理（ <u>遺体安置班</u> ）	市（県が委任）																																																		
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去(土木施設管理班)	市（県が委任）																																																		
104	第2章 避難行動	第2章 避難行動																																																	
104	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>気象台</td><td>○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td>○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達 ○立退き指示等の代行</td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</td><td></td><td></td></tr><tr><td>報道機関</td><td>○迅速な警報の放送</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達			中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達			県	○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達 ○立退き指示等の代行			碧南市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導			報道機関	○迅速な警報の放送			主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>気象台</td><td>○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td>○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達 ○立退き指示等の代行</td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</td><td></td><td></td></tr><tr><td>報道機関</td><td>○迅速な警報の放送</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達			中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達			県	○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達 ○立退き指示等の代行			碧南市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導			報道機関	○迅速な警報の放送			1．県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達																																																		
中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達																																																		
県	○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達 ○立退き指示等の代行																																																		
碧南市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導																																																		
報道機関	○迅速な警報の放送																																																		
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達																																																		
中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達																																																		
県	○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達 ○立退き指示等の代行																																																		
碧南市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導																																																		
報道機関	○迅速な警報の放送																																																		
106	第1節 気象警報等の発表、伝達 1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送	第1節 気象警報等の発表、伝達 1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・<u>国土交通省機関</u>に通知しな	1．県の地域防災計画の修正の反映 （気象庁における「気象警報等																																																

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
106	局に通知しなければならない。 同地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に伝達する。 (略) 5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置） 名古屋地方気象台及び県は、<u>分けられた区</u>ごとに、(略)	なければならない。 同地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・<u>国土交通省機関</u>に伝達する。 (略) 5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置） 名古屋地方気象台及び県は、<u>市町村</u>ごとに、(略)	の伝達系統図」更新等に伴う修正)
107	11 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図 	11 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図 	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (関係機関の整理)
108	※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は名古屋地方気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は名古屋地方気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
109	(4) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の伝達系統 	(4) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の伝達系統 	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (関係機関の整理)
110	(5) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報） ■知事から通知する水位周知海岸 (高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）) ・三河湾・伊勢湾沿岸 愛知県建設局 中部管区警察局 名古屋地方気象台 第四管区海上保安本部 陸上自衛隊第10師団司令部 愛知県警察本部 愛知県防災安全局防災部災害対策課 東三河総局 尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 西三河農林水産事務所 西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所 東三河農林水産事務所 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 東三河建設事務所 衣浦港務所 三河港務所 名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 豊明市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 関係消防機関 中部地方整備局 愛知県農林基盤局農地部農地計画課 愛知県都市・交通局港湾課 関係警察署 海部地区水防事務組合 愛知県尾張水害予防組合 凡例 → 一般回線ファックス → 高度情報通信ネットワーク → 愛知県管内連絡 → 専用電話	(5) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報） ■知事から通知する水位周知海岸 (高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）) ・三河湾・伊勢湾沿岸 愛知県建設局 中部管区警察局 名古屋地方気象台 第四管区海上保安本部 陸上自衛隊第10師団司令部 愛知県警察本部 愛知県防災安全局防災部災害対策課 東三河総局 尾張県民事務所 海部県民事務所 知多県民事務所 西三河県民事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 西三河農林水産事務所 西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所 東三河農林水産事務所 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 東三河建設事務所 衣浦港務所 三河港務所 名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 豊明市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 あま市 豊山町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 関係消防機関 <u>名古屋港管理組合</u> 中部地方整備局 愛知県農林基盤局農地部農地計画課 愛知県都市・交通局港湾課 関係警察署 海部地区水防事務組合 <u>愛知県尾張水害予防組合</u> <u>海部地区水防事務組合</u> 凡例 → 一般回線ファックス → 高度情報通信ネットワーク → 愛知県管内連絡 → 専用電話	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (関係機関の整理)

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																																																										
111	第2節 避難情報	第2節 避難情報	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																																																										
112	1 市における措置 (1) 避難情報 (略) ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難 (略) なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような(略) (略) カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 (2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。	1 市における措置 (1) 避難情報 (略) ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難 (略) なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような(略) (略) カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 (2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。	(表記の整理) (防災基本計画の修正を踏まえた修正)																																																																										
116	第3節 住民等の避難誘導等	第3節 住民等の避難誘導等	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																																																										
	原則として、住民等が避難を自主的に行なうものとするが、状況によっては、市職員、警察官、消防職員が消防団・消防予備隊、民生委員児童委員、(略)	原則として、住民等が避難を自主的に行なうものとするが、状況によっては、市職員、警察官、消防職員が消防団・消防予備隊、民生委員・児童委員、(略)	(表記の整理)																																																																										
117	<table><tr><th>分団名</th><th>指揮者</th><th>団員数</th><th>団員数 令和4年 4月以降</th><th>分 団 区 域</th></tr><tr><td>第1分団</td><td>第1分団長</td><td>17</td><td>24</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第1分隊</td><td>第1分隊長</td><td>30</td><td>20</td></tr><tr><td>第2分団</td><td>第2分団長</td><td>17</td><td>24</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第2分隊</td><td>第2分隊長</td><td>30</td><td>20</td></tr><tr><td>第3分団</td><td>第3分団長</td><td>17</td><td>24</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第3分隊</td><td>第3分隊長</td><td>30</td><td>20</td></tr><tr><td>第5分団</td><td>第5分団長</td><td>17</td><td>24</td><td></td></tr></table>	分団名	指揮者	団員数	団員数 令和4年 4月以降	分 団 区 域	第1分団	第1分団長	17	24	(略)	第1分隊	第1分隊長	30	20	第2分団	第2分団長	17	24	(略)	第2分隊	第2分隊長	30	20	第3分団	第3分団長	17	24	(略)	第3分隊	第3分隊長	30	20	第5分団	第5分団長	17	24		<table><tr><th>分団名</th><th>指揮者</th><th>団員数</th><th>団員数 令和5年 4月以降</th><th>分 団 区 域</th></tr><tr><td>第1分団</td><td>第1分団長</td><td>24</td><td>22</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第1分隊</td><td>第1分隊長</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>第2分団</td><td>第2分団長</td><td>24</td><td>22</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第2分隊</td><td>第2分隊長</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>第3分団</td><td>第3分団長</td><td>24</td><td>22</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第3分隊</td><td>第3分隊長</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>第5分団</td><td>第5分団長</td><td>24</td><td>22</td><td></td></tr></table>	分団名	指揮者	団員数	団員数 令和5年 4月以降	分 団 区 域	第1分団	第1分団長	24	22	(略)	第1分隊	第1分隊長	20	19	第2分団	第2分団長	24	22	(略)	第2分隊	第2分隊長	20	19	第3分団	第3分団長	24	22	(略)	第3分隊	第3分隊長	20	19	第5分団	第5分団長	24	22		2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
分団名	指揮者	団員数	団員数 令和4年 4月以降	分 団 区 域																																																																									
第1分団	第1分団長	17	24	(略)																																																																									
第1分隊	第1分隊長	30	20																																																																										
第2分団	第2分団長	17	24	(略)																																																																									
第2分隊	第2分隊長	30	20																																																																										
第3分団	第3分団長	17	24	(略)																																																																									
第3分隊	第3分隊長	30	20																																																																										
第5分団	第5分団長	17	24																																																																										
分団名	指揮者	団員数	団員数 令和5年 4月以降	分 団 区 域																																																																									
第1分団	第1分団長	24	22	(略)																																																																									
第1分隊	第1分隊長	20	19																																																																										
第2分団	第2分団長	24	22	(略)																																																																									
第2分隊	第2分隊長	20	19																																																																										
第3分団	第3分団長	24	22	(略)																																																																									
第3分隊	第3分隊長	20	19																																																																										
第5分団	第5分団長	24	22																																																																										

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																												
117	<table><tr><td>第5分隊</td><td>第5分隊長</td><td><u>30</u></td><td><u>20</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6分団</td><td>第6分団長</td><td><u>17</u></td><td><u>24</u></td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第6分隊</td><td>第6分隊長</td><td><u>30</u></td><td><u>20</u></td></tr></table> (略) 1 住民等の避難誘導等 (略) (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員児童委員や地域住民と連携して行うものとする。 (略) 2 避難行動要支援者の支援 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員等の(略) (略)	第5分隊	第5分隊長	<u>30</u>	<u>20</u>	(略)	第6分団	第6分団長	<u>17</u>	<u>24</u>	(略)	第6分隊	第6分隊長	<u>30</u>	<u>20</u>	<table><tr><td>第5分隊</td><td>第5分隊長</td><td><u>20</u></td><td><u>19</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6分団</td><td>第6分団長</td><td><u>24</u></td><td><u>22</u></td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第6分隊</td><td>第6分隊長</td><td><u>20</u></td><td><u>19</u></td></tr></table> (略) 1 住民等の避難誘導等 (略) (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・<u>児童委員</u>や地域住民と連携して行うものとする。 (略) 2 避難行動要支援者の支援 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員・<u>児童委員</u>等の(略) (略) 3 移送の方法 避難者の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、要配慮者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員・<u>児童委員</u>や地域支援者等と連携して行うものとする。(略)	第5分隊	第5分隊長	<u>20</u>	<u>19</u>	(略)	第6分団	第6分団長	<u>24</u>	<u>22</u>	(略)	第6分隊	第6分隊長	<u>20</u>	<u>19</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等
第5分隊	第5分隊長	<u>30</u>	<u>20</u>	(略)																											
第6分団	第6分団長	<u>17</u>	<u>24</u>	(略)																											
第6分隊	第6分隊長	<u>30</u>	<u>20</u>																												
第5分隊	第5分隊長	<u>20</u>	<u>19</u>	(略)																											
第6分団	第6分団長	<u>24</u>	<u>22</u>	(略)																											
第6分隊	第6分隊長	<u>20</u>	<u>19</u>																												
118			(表記の整理)																												
119	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報																													
120	主な機関の措置	主な機関の措置																													
	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 被害状況等の 収集・伝達</td><td>(略)</td><td>1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 (略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 被害状況等の 収集・伝達	(略)	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 (略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 被害状況等の 収集・伝達</td><td>(略)</td><td>1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) <u>安否不明者</u>・行方不明者の情報収集 (略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 被害状況等の 収集・伝達	(略)	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集 (略)																	
区 分	機関名	主 な 措 置																													
第1節 被害状況等の 収集・伝達	(略)	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 (略)																													
区 分	機関名	主 な 措 置																													
第1節 被害状況等の 収集・伝達	(略)	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集 (略)																													
120	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	1. 県の地域防災計画の修正の反映																												
	1 市における措置	1 市における措置																													
	(略)	(略)																													
	(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告	(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告																													
	(略)	(略)	(防災情報シス																												

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
121	<u>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u> (3) 行方不明者の情報収集 検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、(略)	<u>報告にあたり、</u>市町村長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。 (3) <u>安否不明者・</u>行方不明者の情報収集 検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で<u>安否不明・</u>行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明者・</u>行方不明者として把握した者が、(略)	テムの改修更新に伴う修正) (「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映)
121	2 県(防災安全局、関係局)の措置(略)	2 県(防災安全局、関係局)の措置(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映
122	(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整(略) また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 <u>(追加)</u>	(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整(略) また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 <u>なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が定める公表方針に基づき実施するものとする。</u>	(「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映)
125	6 市の災害情報・被害状況の報告の方法	6 市の災害情報・被害状況の報告の方法	2. 碧南市各部署における活動の反映等
	(1) 災害情報等の報告要領(略)	(1) 災害情報等の報告要領(略)	
	イ 報告の内容	イ 報告の内容	(表記の整理)
	(ア) 被害の概況(原因、地区名、時)及び地域の気象状況	(ア) 被害の概況(原因、地区名、時)及び地域の気象状況	
	(イ) 消防・水防機関等の出動状況	(イ) 消防・水防機関等の出動状況	
	(ウ) 応援要請の状況	(ウ) 応援要請の状況	
	(エ) <u>避難命令、勧告及び指示</u> の状況	(エ) <u>避難情報</u> の状況	
126	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保	1. 県の地域防災計画の修正の反映
	1 市及び防災関係機関における措置(略)	1 市及び防災関係機関における措置(略)	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																												
127	<u>(6) 孤立防止用無線電話等の使用</u> <u>災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置(ku-1ch)を一部の市町村役場や学校等に常置し、孤立防止を図っているのを、東三河総局・県民事務所等(方面本部)、地方機関にあつては、防災行政無線電話、一般加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を使用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。</u>	<u>(削除)</u>	(設備(ku-1ch)廃止に伴う修正)																												
128	(7) 電話・電報施設の優先利用 (略) (8) 放送の依頼 (略) (9) 県防災情報システムの使用 (略)	(6) 電話・電報施設の優先利用 (略) (7) 放送の依頼 (略) (8) 県防災情報システムの使用 (略)																													
128	第3節 広報 (略)	第3節 広報 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																												
129	3 各機関の措置 (略) (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 ア 報道機関(テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社)への情報提供 イ 防災行政無線 ウ コミュニティFMやケーブルテレビの放送	3 各機関の措置 (略) (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 ア 報道機関(テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社)への情報提供 イ 防災行政無線 ウ コミュニティFMやケーブルテレビの放送	(表記の整理)																												
132	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																													
139	第6節 防災活動拠点 (略)	第6節 防災活動拠点 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映																												
140	2 防災活動拠点の確保等	2 防災活動拠点の確保等																													
	表1 防災活動拠点の区分と要件等	表1 防災活動拠点の区分と要件等	(表記の整理)																												
	<table><tr><th>区分</th><th>1 地区防災活動拠点</th><th>2 地域防災活動拠点</th><th>3 広域防災活動拠点</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>要</td><td>面積</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4	5	6	要	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>区分</th><th>1 地区防災活動拠点</th><th>2 地域防災活動拠点</th><th>3 広域防災活動拠点</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td>要</td><td>面積</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4	5	6	要	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4	5	6																									
要	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																									
区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4	5	6																									
要	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																									

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																														
141	<table><tr><td></td><td>施設 設備</td><td>できれば 倉庫等</td><td>できれば 倉庫、宿泊施 設等</td><td>倉庫等 宿泊施設</td><td>倉庫等 宿泊施設</td><td>倉庫等 滑走路</td><td></td></tr></table>		施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路		<table><tr><td></td><td>施設 設備</td><td>できれば 倉庫等</td><td>できれば 倉庫、宿泊施 設等</td><td>倉庫等 できれば 宿泊施設</td><td>倉庫等 宿泊施設</td><td>倉庫等 滑走路</td><td></td></tr></table>		施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路																
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路																											
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路																											
142	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																															
142	基本方針 (略) ○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>愛知県防災航空隊に依頼して</u> 、防災ヘリコプターを活用する。	基本方針 (略) ○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。)																														
142	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 ○航空機の運用調整</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 ○航空機の運用調整				主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動調整 ○航空機の運用調整</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 調整 ○航空機の運用調整				1. 県の地域防災計画の修正の反映 (ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
(略)	(略)																																
県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 ○航空機の運用調整																																
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
(略)	(略)																																
県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 調整 ○航空機の運用調整																																
144	第2節 海上における避難救出活動 1 第四管区海上保安本部における措置 (略) (4) 船舶交通の安全確保対策 (略) イ 津波により在港船が遭難する恐れがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。 (略)	第2節 海上における避難救出活動 1 第四管区海上保安本部における措置 (略) (4) 船舶交通の安全確保対策 (略) イ 津波により在港船が遭難する恐れがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告 <u>(港則法)</u> 、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正を踏まえた修正)																														

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由						
145	<u>(追加)</u>	<u>カ 異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告（海上交通安全法）等の船舶交通の規制を行うものとする。</u>							
145	第3節 航空機の活用 1 市における措置（防災ヘリコプターの応援要請） 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を<u>知事に提出するものとする。</u> （略） （7）その他必要な事項 ※緊急出動要請先 <u>愛知県防災局消防保安課防災航空グループ</u> TEL 0568-29-3121 FAX 0568-29-3123 ◆資料編（資料12-18）<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>	第3節 航空機の活用 1 市における措置（防災ヘリコプターの応援要請） 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。 （略） （7）その他必要な事項 ※緊急出動要請先 <u>名古屋市消防航空隊</u> <table><tr><th>区 分</th><th>通 報 先</th></tr><tr><td>8時45分から 17時30分まで</td><td>名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721</td></tr><tr><td>17時30分から 8時45分まで</td><td>名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119</td></tr></table> ◆資料編（資料12-18）<u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>	区 分	通 報 先	8時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721	17時30分から 8時45分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119	1．県の地域防災計画の修正の反映 （ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。） 2．碧南市各局における活動の反映等 （表記の整理）
区 分	通 報 先								
8時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721								
17時30分から 8時45分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119								
147	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策							
148	第1節 医療救護 （略）	第1節 医療救護 （略）	2．碧南市各局における活動の反映等						
149	（3）救急搬送の実施 （略） イ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合については、<u>県防災ヘリコプター</u>、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を<u>県に依頼する。</u>	（3）救急搬送の実施 （略） イ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び<u>広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>へ搬送する場合については、<u>名古屋市消防航空隊</u>、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を<u>行う。</u>	（表記の整理）						

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
149	ウ 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。 (略)	ウ 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリ等を活用する。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。)
150	(4) 医薬品その他衛生材料の確保 (市) (略) イ 陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプターの出動を県に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 (5) 血液製剤の確保 (市) (略) ウ 通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターの出動を県に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。(略) (略) 2 災害拠点病院における措置 (略) ◆資料編(資料9-2)災害拠点病院及びDMAT指定医療機関(西三河南部地域) (略) 6 災害救助法の適用 (略) ◆資料編(資料9-2)災害拠点病院及びDMAT指定医療機関(西三河南部地域)	(4) 医薬品その他衛生材料の確保 (市) (略) イ 陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 (5) 血液製剤の確保 (市) (略) ウ 通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。(略) (略) 2 災害拠点病院における措置 (略) ◆資料編(資料9-2)災害拠点病院及びDMAT指定医療機関(西三河南部西医療圏) (略) 6 災害救助法の適用 (略) ◆資料編(資料9-2)災害拠点病院及びDMAT指定医療機関(西三河南部西医療圏)	
151	第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (略)	第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画の修正を踏まえた修正)
152	(4) 栄養指導等 ア 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追加)</u>	(4) 栄養指導等 ア 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																		
155	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策																			
156	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第2節 道路施設対策</td><td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社 (追加)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社 (追加)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第2節 道路施設対策</td><td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社 災害復旧協議会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社 災害復旧協議会	(略)	(略)	(略)	(略)	(表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社 (追加)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社 災害復旧協議会	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
157	第5節 緊急輸送手段の確保	第5節 緊急輸送手段の確保																			
	<table><tr><td>(市) 調達班(行政課、資産活用課)、 輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局</td><td>(略)</td></tr></table>	(市) 調達班(行政課、資産活用課)、 輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)	<table><tr><td>(市) 調達班(行政課、資産活用課)、 供給班(商工課) 輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局</td><td>(略)</td></tr></table>	(市) 調達班(行政課、資産活用課)、 供給班(商工課) 輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)															
(市) 調達班(行政課、資産活用課)、 輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)																				
(市) 調達班(行政課、資産活用課)、 供給班(商工課) 輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等) 中部運輸局	(略)																				
157	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	1. 県の地域防災計画の修正の反映																		
159	2 自衛官及び消防職員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、(略)	2 自衛官及び消防職員における措置 災害派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、(略)	(表記の整理)																		
165	第5節 緊急輸送手段の確保	第5節 緊急輸送手段の確保	1. 県の地域防災計画の修正の反映																		
	1 市における措置 (略)	1 市における措置 (略)																			
167	(5) 市において車両等による輸送の確保が困難なときは、県又は自衛隊に対しヘリコプター又は舟艇による輸送を要請するものとする。	(5) 市において車両等による輸送の確保が困難なときは、名古屋市消防航空隊又は自衛隊に対しヘリコプター又は舟艇による輸送を要請するものとする。	(ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。)																		
175	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																			

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由															
176	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	1. 県の地域防災計画の修正の反映															
	1 市における措置 (略)	1 市における措置 (略)																
177	2 避難所の運営 (略)	2 避難所の運営 (略)	(児童委員の追記(防災基本計画の表記と統一))															
	(7) 要配慮者へ支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員児童委員、	(7) 要配慮者へ支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、																
180	第3節 帰宅困難者対策	第3節 帰宅困難者対策	2. 碧南市各部署における活動の反映等															
	1 市における措置 (追加)	1 市における措置 (1) 市域に所在する事業所から一斉に帰宅した場合、避難に大きな障害となることが予想されるため事業者に対し、社員及び事業所来訪者又は利用者の安全確保のため、滞在場所の確保等の対策を依頼する。 (2) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設(滞在場所)の確保等 (略)	(表記の整理)															
	(1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設(滞在場所)の確保等 (略)	(3) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 (略)																
	(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 (略)	(4) その他帰宅困難者への広報 (略)																
	(3) その他帰宅困難者への広報 (略)	(5) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策 (略)																
	(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策 (略)																	
181	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給																
181	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等															
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第2節 食品の供給</td><td>(市) 供給班(商工課) 社会福祉協議会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 生活必需品の供給</td><td>(市) 供給班(商工課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第2節 食品の供給	(市) 供給班(商工課) 社会福祉協議会	(略)	第3節 生活必需品の供給	(市) 供給班(商工課)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第2節 食品の供給</td><td>(市) 調達班(資産活用課、行政課) 社会福祉協議会</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第2節 食品の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課) 社会福祉協議会	(略)	(表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																
第2節 食品の供給	(市) 供給班(商工課) 社会福祉協議会	(略)																
第3節 生活必需品の供給	(市) 供給班(商工課)	(略)																
区 分	機 関 名	主 な 内 容																
第2節 食品の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課) 社会福祉協議会	(略)																

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																
183	第2節 食品の供給 1 市における措置 (略)	<table><tr><td>第3節 生活必需品の供給</td><td>(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)</u></td><td>(略)</td></tr></table> 第2節 食品の供給 1 市における措置 (略)	第3節 生活必需品の供給	(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)</u>	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映																													
第3節 生活必需品の供給			(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)</u>	(略)																															
184																																			
	(3) 米穀の原料調達 (略) ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>政策統括官</u> ）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。	(3) 米穀の原料調達 (略) ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>農政局長</u> ）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。	(国の組織再編に伴う修正)																																
189	第12章 遺体の取扱い	第12章 遺体の取扱い																																	
189	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県</td><td></td><td></td><td>○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会に検案を依頼</td></tr><tr><td>碧南市、消防署</td><td></td><td></td><td>○遺体の搜索・収容 → ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → ○他市町村又は県への応援要請</td></tr><tr><td>県警察、第四管区海上保安本部</td><td></td><td></td><td>○検視（調査）の実施 → ○県歯科医師会への応援要請</td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県			○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会に検案を依頼	碧南市、消防署			○遺体の搜索・収容 → ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → ○他市町村又は県への応援要請	県警察、第四管区海上保安本部			○検視（調査）の実施 → ○県歯科医師会への応援要請	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事前</th><th>被害発生中</th><th>事後</th></tr><tr><td>県</td><td></td><td></td><td>○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会<u>及び県歯科医師会</u>に検案を依頼</td></tr><tr><td>碧南市、消防署</td><td></td><td></td><td>○遺体の搜索・収容 → ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → <u>○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請</u> ○他市町村又は県への応援要請</td></tr><tr><td>県警察、第四管区海上保安本部</td><td></td><td></td><td>○検視（調査）の実施 → <u>○県医師会及び</u>県歯科医師会への応援要請</td></tr></table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県			○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会 <u>及び県歯科医師会</u> に検案を依頼	碧南市、消防署			○遺体の搜索・収容 → ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → <u>○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請</u> ○他市町村又は県への応援要請	県警察、第四管区海上保安本部			○検視（調査）の実施 → <u>○県医師会及び</u> 県歯科医師会への応援要請	2. 碧南市各部署局における活動の反映等 (表記の整理)
機関名	事前	被害発生中	事後																																
県			○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会に検案を依頼																																
碧南市、消防署			○遺体の搜索・収容 → ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → ○他市町村又は県への応援要請																																
県警察、第四管区海上保安本部			○検視（調査）の実施 → ○県歯科医師会への応援要請																																
機関名	事前	被害発生中	事後																																
県			○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会 <u>及び県歯科医師会</u> に検案を依頼																																
碧南市、消防署			○遺体の搜索・収容 → ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → <u>○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請</u> ○他市町村又は県への応援要請																																
県警察、第四管区海上保安本部			○検視（調査）の実施 → <u>○県医師会及び</u> 県歯科医師会への応援要請																																
189	主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></table>	区分	機関名	主な措置	主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></table>	区分	機関名	主な措置	2. 碧南市各部署局における活動の反映等																										
区分	機関名	主な措置																																	
区分	機関名	主な措置																																	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)			改正後(令和5年2月修正)			改正理由
189	第1節 遺体の搜索	(市) <u>(追加) 市民班(市民課)(追加)</u>	(略)	第1節 遺体の搜索	(市) <u>本部班(防災課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)</u>	(略)	(表記の整理)
	第2節 遺体の処理	(市) 市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 県警察、第四管区海上保安本部	(略)	第2節 遺体の処理	(市) <u>本部班(防災課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)</u> 、第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 県警察、第四管区海上保安本部	(略)	
	第3節 遺体の埋火葬	(市) <u>市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)</u> 、福祉班(福祉課)、衣浦衛生組合	(略)	第3節 遺体の埋火葬	(市) <u>遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)</u> 、福祉班(福祉課)、衣浦衛生組合	(略)	
189	第1節 遺体の搜索 (略)			第1節 遺体の搜索 (略)			2. 碧南市各 局における活動 の反映等
190	2 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編(資料1 2－4)災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則			2 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、 <u>同法施行令及び同法</u> 施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編(資料1 2－4)災害救助法適用基準 <u>等</u>			(表記の整理)
190	第2節 遺体の処理 1 市における措置 (略) (2) 遺体の検視(調査)及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。 なお、検案の実施については、県が県警察と連携し、県医師会に依頼する。			第2節 遺体の処理 1 市における措置 (略) (2) 遺体の検視(調査)及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。 なお、検案の実施については、 <u>市と碧南警察署が連携し、碧南市医師会及び碧南歯科医師会に依頼する。加えて</u> 県が県警察と連携し、県医師会			2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
190	(略)	及び県歯科医師会 に依頼する。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
191	2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 (略) (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。 3 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編(資料12-4)災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則	(略) 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 (略) (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて 県医師会及び 県歯科医師会に応援を要請する。 3 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、 同法施行令及び同法 施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編(資料12-4)災害救助法適用基準等	
191	第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略)	第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
192	(2) 遺体の搬送 遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。 (略) (4) 棺、骨つぼ等の支給 棺、骨つぼ等を調達し、現物で 遺族 に支給する。 (略) 2 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編(資料12-4)災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則	(2) 遺体の搬送 自己の資力で埋火葬が困難な遺族等又は遺族等が引き取りを拒否した場合に 遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。 (略) (4) 棺、骨つぼ等の支給 棺、骨つぼ等を調達し、 自己の資力で埋火葬が困難な遺族等又は遺族等が引き取りを拒否した場合に 現物で支給する。 (略) 2 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、 同法施行令及び同法 施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編(資料12-4)災害救助法適用基準等	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																												
193	第13章 ライフライン施設等の応急対策																																														
193	主な機関の応急活動 <table><tr><td>機関名</td><td>発災</td><td>3日</td><td>1週間</td><td>復旧対応期</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部電力株式会社 株式会社J E R A</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部電力株式会社 株式会社J E R A	(略)				(略)	(略)				主な機関の応急活動 <table><tr><td>機関名</td><td>発災</td><td>3日</td><td>1週間</td><td>復旧対応期</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社J E R A</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部電力 パワーグリッド 株式会社 株式会社J E R A	(略)				(略)	(略)				2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)				
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																											
(略)	(略)																																														
中部電力株式会社 株式会社J E R A	(略)																																														
(略)	(略)																																														
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																											
(略)	(略)																																														
中部電力 パワーグリッド 株式会社 株式会社J E R A	(略)																																														
(略)	(略)																																														
194	主な機関の措置 <table><tr><td>区 分</td><td>機 関 名</td><td>主 な 措 置</td></tr><tr><td>第1節 電力施設対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 中部電力株式会社 株式会社J E R A</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第5節 下水道施設対策</td><td>(市) 下水道班(下水道課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第6節 通信施設の応急措置</td><td>電気通信事業者、移動通信事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班(防災課)、防災関係機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td>放送事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第7節 郵便業務の応急措置</td><td>日本郵便株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 中部電力株式会社 株式会社J E R A	(略)	(略)			第5節 下水道施設対策	(市) 下水道班(下水道課)	(略)	第6節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	(略)	(市) 本部班(防災課)、防災関係機関	(略)	放送事業者	(略)	第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	(略)	主な機関の措置 <table><tr><td>区 分</td><td>機 関 名</td><td>主 な 措 置</td></tr><tr><td>第1節 電力施設対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社J E R A</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第5節 下水道施設対策</td><td>(市) 下水道班(下水道課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第6節 通信施設の応急措置</td><td>通信事業者、移動通信事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班(防災課)、防災関係機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td>放送事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第7節 郵便業務の応急措置</td><td>日本郵便株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 中部電力 パワーグリッド 株式会社 株式会社J E R A	(略)	(略)			第5節 下水道施設対策	(市) 下水道班(下水道課)	(略)	第6節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者	(略)	(市) 本部班(防災課)、防災関係機関	(略)	放送事業者	(略)	第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																													
第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 中部電力株式会社 株式会社J E R A	(略)																																													
(略)																																															
第5節 下水道施設対策	(市) 下水道班(下水道課)	(略)																																													
第6節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	(略)																																													
	(市) 本部班(防災課)、防災関係機関	(略)																																													
	放送事業者	(略)																																													
第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	(略)																																													
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																													
第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課) 中部電力 パワーグリッド 株式会社 株式会社J E R A	(略)																																													
(略)																																															
第5節 下水道施設対策	(市) 下水道班(下水道課)	(略)																																													
第6節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者	(略)																																													
	(市) 本部班(防災課)、防災関係機関	(略)																																													
	放送事業者	(略)																																													
第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	(略)																																													
194	第1節 電力施設対策 1 中部電力株式会社、株式会社J E R Aにおける措置 (略) (2) 情報の収集と伝達	第1節 電力施設対策 1 中部電力 パワーグリッド 株式会社、株式会社J E R Aにおける措置 (略) (2) 情報の収集と伝達	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																												

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
195	(情報収集伝達系統) 刈谷電力センター 碧南サービスステーション 刈谷営業所	(情報収集伝達系統) 岡崎電力センター 刈谷営業所 変電所	(表記の整理)
196	(略) (8) 電源車等の配備 (中部電力株式会社)	(略) (8) 電源車等の配備 (中部電力パワーグリッド株式会社)	
200	第6節 通信施設の応急措置 1 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社) における措置 (1) 西日本電信電話株式会社 (略) イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。 (略) 2 移動通信事業者 (株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社) における措置	第6節 通信施設の応急措置 1 通信事業者 (西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社) における措置 (1) 西日本電信電話株式会社 (略) イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。 (略) 2 移動通信事業者 (株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社) における措置	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (指定公共機関の追加に伴う修正)

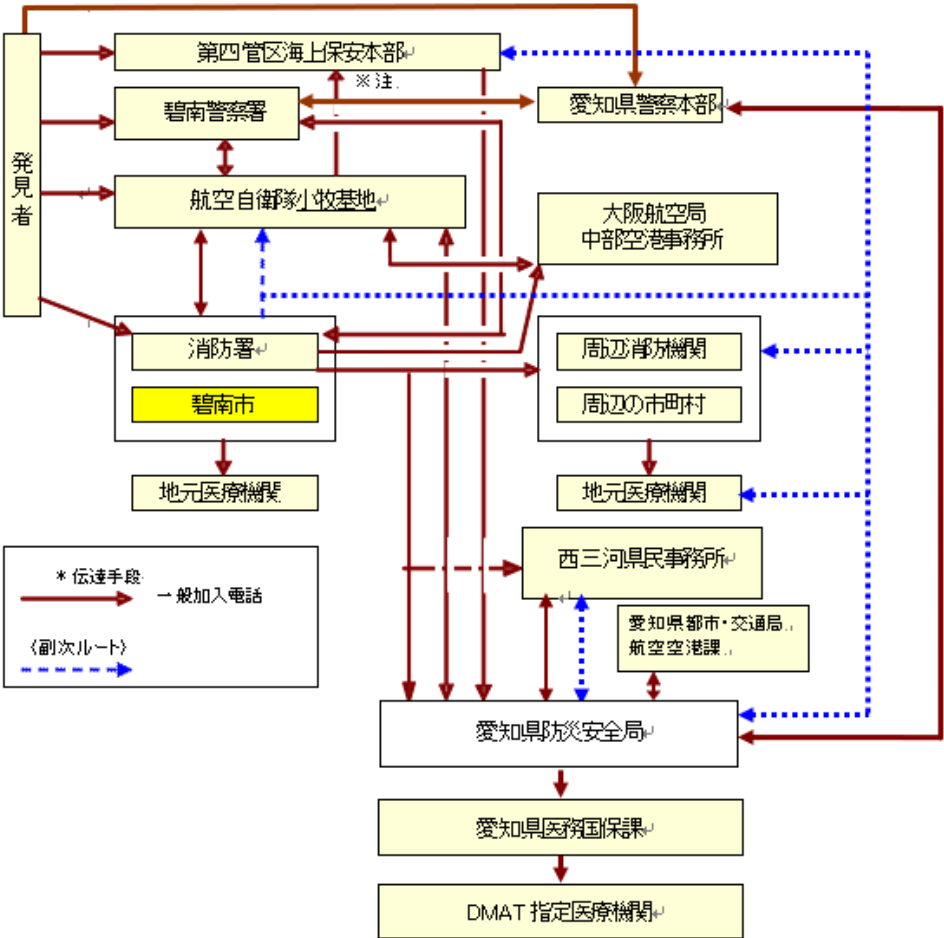
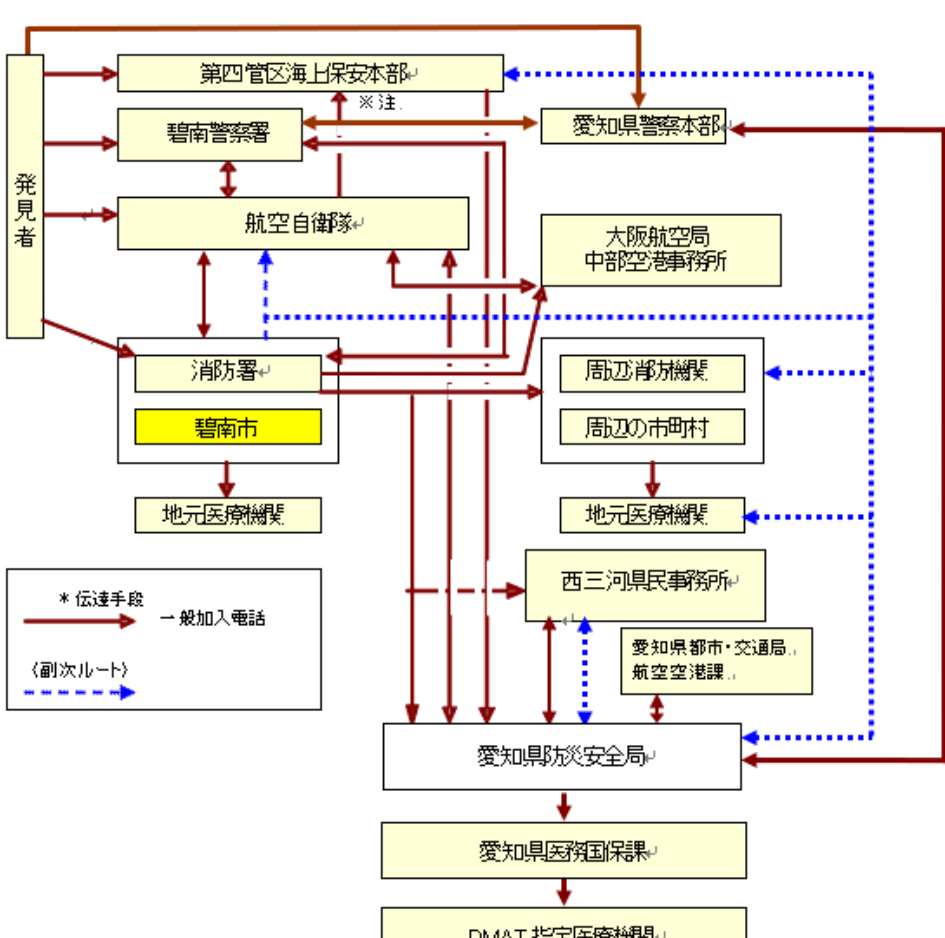
碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																								
210	第15章 航空災害対策	第15章 航空災害対策																									
211	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">第1節 航空災害対策</td><td>(市)本部班(防災課) 情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課) 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県警察</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 航空災害対策	(市)本部班(防災課) 情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課) 消防署	(略)	県警察	(略)	第四管区海上保安本部	(略)	関係機関	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">第1節 航空災害対策</td><td>(市)本部班(防災課) 情報・調整班(秘書情報課)、<u>遺体安置班</u>(市民課、監査委員事務局、会計課、<u>スポーツ課</u>)、第1医療班(健康課)、<u>調達班</u>(<u>資産活用課</u>、<u>行政課</u>) 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県警察</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 航空災害対策	(市)本部班(防災課) 情報・調整班(秘書情報課)、 <u>遺体安置班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課、 <u>スポーツ課</u>)、第1医療班(健康課)、 <u>調達班</u> (<u>資産活用課</u> 、 <u>行政課</u>) 消防署	(略)	県警察	(略)	第四管区海上保安本部	(略)	関係機関	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第1節 航空災害対策	(市)本部班(防災課) 情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課) 消防署	(略)																									
	県警察	(略)																									
	第四管区海上保安本部	(略)																									
	関係機関	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第1節 航空災害対策	(市)本部班(防災課) 情報・調整班(秘書情報課)、 <u>遺体安置班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課、 <u>スポーツ課</u>)、第1医療班(健康課)、 <u>調達班</u> (<u>資産活用課</u> 、 <u>行政課</u>) 消防署	(略)																									
	県警察	(略)																									
	第四管区海上保安本部	(略)																									
	関係機関	(略)																									
211	第1節 航空災害対策 1 市及び消防署における措置 (略) (8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。 (略)	第1節 航空災害対策 1 市及び消防署における措置 (略) (8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、 <u>衣浦東部広域連合を通じ</u> 、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								
213	4 情報の伝達系統(碧南市内で事故が発生した場合) (1) 民間航空機の場合	4 情報の伝達系統(碧南市内で事故が発生した場合) (1) 民間航空機の場合																									

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
213	*伝達手段 →一般加入電話 〈副次ルート〉 - - -県防災行政無線 ※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合	*伝達手段 →一般加入電話 〈副次ルート〉 - - -県防災行政無線 ※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
214	(2) 自衛隊機の場合	(2) 自衛隊機の場合	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																
214	 ※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合	 ※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合	2. 碧南市各部署局における活動の反映等 (表記の整理)																
215	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策																	
216	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 鉄道災害対策</td><td>鉄道事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中部運輸局</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 鉄道災害対策	鉄道事業者	(略)	中部運輸局	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 鉄道災害対策</td><td>鉄道事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中部運輸局</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 鉄道災害対策	鉄道事業者	(略)	中部運輸局	(略)	2. 碧南市各部署局における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																	
第1節 鉄道災害対策	鉄道事業者	(略)																	
	中部運輸局	(略)																	
区 分	機 関 名	主 な 内 容																	
第1節 鉄道災害対策	鉄道事業者	(略)																	
	中部運輸局	(略)																	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																
216	<table><tr><td></td><td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課) 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>県警察</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>第四管区海上保安本部</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>		(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課) 消防署	(略)		県警察	(略)		第四管区海上保安本部	(略)		関係機関	(略)	<table><tr><td></td><td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、<u>遺体安置班</u>(市民課、監査委員事務局、会計課、<u>スポーツ課</u>)、第1医療班(健康課)、<u>調達班</u>(<u>資産活用課</u>、<u>行政課</u>) 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>県警察</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>第四管区海上保安本部</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>		(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>遺体安置班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課、 <u>スポーツ課</u>)、第1医療班(健康課)、 <u>調達班</u> (<u>資産活用課</u> 、 <u>行政課</u>) 消防署	(略)		県警察	(略)		第四管区海上保安本部	(略)		関係機関	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)								
	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課) 消防署	(略)																																	
	県警察	(略)																																	
	第四管区海上保安本部	(略)																																	
	関係機関	(略)																																	
	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>遺体安置班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課、 <u>スポーツ課</u>)、第1医療班(健康課)、 <u>調達班</u> (<u>資産活用課</u> 、 <u>行政課</u>) 消防署	(略)																																	
	県警察	(略)																																	
	第四管区海上保安本部	(略)																																	
	関係機関	(略)																																	
216	第1節 鉄道災害対策 (略)	第1節 鉄道災害対策 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																
217	3 市及び消防署における措置 (略)	3 市及び消防署における措置 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																
218	(8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。	(8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、 <u>衣浦東部広域連合を通じ</u> 、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。	(表記の整理)																																
220	第17章 道路災害対策	第17章 道路災害対策																																	
220	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>道路管理者</td><td></td><td>○道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 ○交通規制 ○初期の救助 ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要求</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要求</td><td></td></tr><tr><td>県</td><td></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	道路管理者		○道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 ○交通規制 ○初期の救助 ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要求		中部地方整備局		○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要求		県		(略)		主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>道路管理者</td><td></td><td>○道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 ○交通規制 ○初期の救助 ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要<u>請</u></td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要<u>請</u></td><td></td></tr><tr><td>県</td><td></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	道路管理者		○道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 ○交通規制 ○初期の救助 ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要 <u>請</u>		中部地方整備局		○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要 <u>請</u>		県		(略)		1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
道路管理者		○道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 ○交通規制 ○初期の救助 ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要求																																	
中部地方整備局		○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要求																																	
県		(略)																																	
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
道路管理者		○道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 ○交通規制 ○初期の救助 ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要 <u>請</u>																																	
中部地方整備局		○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要 <u>請</u>																																	
県		(略)																																	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																				
221	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 道路災害対策</td><td>道路管理者（市）</td><td>1 (1) 道路巡視及び県への連絡 1 (2) 交通規制 1 (3) 初期の救助及び消防活動への協力 1 (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1 (5) 他の道路管理者への応援要求</td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td>2 (1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 2 (2) 他の道路管理者への応援要求</td></tr><tr><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課) 消防署</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 道路災害対策	道路管理者（市）	1 (1) 道路巡視及び県への連絡 1 (2) 交通規制 1 (3) 初期の救助及び消防活動への協力 1 (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1 (5) 他の道路管理者への応援要求	中部地方整備局	2 (1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 2 (2) 他の道路管理者への応援要求	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課) 消防署	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 道路災害対策</td><td>道路管理者（市）</td><td>1 (1) 道路巡視及び県への連絡 1 (2) 交通規制 1 (3) 初期の救助及び消防活動への協力 1 (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1 (5) 他の道路管理者への応援要<u>請</u></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td>2 (1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 2 (2) 他の道路管理者への応援要<u>請</u></td></tr><tr><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、<u>遺体安置班</u>(市民課、監査委員事務局、会計課、<u>スポーツ課</u>)、第1医療班(健康課)、<u>調達班（資産活用課、行政課）</u>、土木施設管理班(土木港湾課) 消防署</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 道路災害対策	道路管理者（市）	1 (1) 道路巡視及び県への連絡 1 (2) 交通規制 1 (3) 初期の救助及び消防活動への協力 1 (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1 (5) 他の道路管理者への応援要 <u>請</u>	中部地方整備局	2 (1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 2 (2) 他の道路管理者への応援要 <u>請</u>	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>遺体安置班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課、 <u>スポーツ課</u>)、第1医療班(健康課)、 <u>調達班（資産活用課、行政課）</u> 、土木施設管理班(土木港湾課) 消防署	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																					
第1節 道路災害対策	道路管理者（市）	1 (1) 道路巡視及び県への連絡 1 (2) 交通規制 1 (3) 初期の救助及び消防活動への協力 1 (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1 (5) 他の道路管理者への応援要求																					
	中部地方整備局	2 (1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 2 (2) 他の道路管理者への応援要求																					
	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課) 消防署	(略)																					
区 分	機 関 名	主 な 措 置																					
第1節 道路災害対策	道路管理者（市）	1 (1) 道路巡視及び県への連絡 1 (2) 交通規制 1 (3) 初期の救助及び消防活動への協力 1 (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1 (5) 他の道路管理者への応援要 <u>請</u>																					
	中部地方整備局	2 (1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 2 (2) 他の道路管理者への応援要 <u>請</u>																					
	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>遺体安置班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課、 <u>スポーツ課</u>)、第1医療班(健康課)、 <u>調達班（資産活用課、行政課）</u> 、土木施設管理班(土木港湾課) 消防署	(略)																					
221	第1節 道路災害対策 (略)	第1節 道路災害対策 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																				
222	3 市及び消防署における措置 (略) (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 必要に応じ、 <u>消防</u> 警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去を命ずる。(略) (略) (8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。	3 市及び消防署における措置 (略) (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去を命ずる。(略) (略) (8) 消防応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、 <u>衣浦東部広域連合を通じ</u> 、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。	(表記の整理)																				
224	第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策	第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策																					

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																										
224	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (指定公共機関の追加に伴う修正)																																										
225	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</td><td>事業者 (市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、<u>監査委員事務局、会計課</u>)、第1医療班(健康課) 消防署</td><td>(略) (略) 2(5) 住民に対する屋内退避、避難<u>勧告</u>・指示 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</td><td>4原子力事業者 (中部電力株式会社、<u>関西電力株式会社</u>、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、<u>監査委員事務局、会計課</u>)、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課) 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社(<u>追加</u>)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分		機 関 名	主 な 内 容	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	事業者 (市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u>)、第1医療班(健康課) 消防署	(略) (略) 2(5) 住民に対する屋内退避、避難 <u>勧告</u> ・指示 (略)	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社		(略)	(略)	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	4原子力事業者 (中部電力株式会社、 <u>関西電力株式会社</u> 、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)	(略)	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u>)、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課) 消防署	(略)	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社(<u>追加</u>)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</td><td>事業者 (市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課)、第1医療班(健康課) 消防署</td><td>(略) (略) 2(5) 住民に対する屋内退避、避難指示 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</td><td>4原子力事業者 (中部電力<u>パワーグリッド</u>株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課)、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、<u>調達班(資産活用課、行政課)</u>、農水班(農業水産課) 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	事業者 (市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課)、第1医療班(健康課) 消防署	(略) (略) 2(5) 住民に対する屋内退避、避難指示 (略)	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>		(略)	(略)	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	4原子力事業者 (中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)	(略)	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課)、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、 <u>調達班(資産活用課、行政課)</u> 、農水班(農業水産課) 消防署	(略)	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																											
第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	事業者 (市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u>)、第1医療班(健康課) 消防署	(略) (略) 2(5) 住民に対する屋内退避、避難 <u>勧告</u> ・指示 (略)																																											
	(略)	(略)																																											
	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社																																												
	(略)	(略)																																											
第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	4原子力事業者 (中部電力株式会社、 <u>関西電力株式会社</u> 、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)	(略)																																											
	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u>)、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、農水班(農業水産課) 消防署	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社(<u>追加</u>)	(略)																																											
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																											
第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	事業者 (市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課)、第1医療班(健康課) 消防署	(略) (略) 2(5) 住民に対する屋内退避、避難指示 (略)																																											
	(略)	(略)																																											
	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>																																												
	(略)	(略)																																											
第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	4原子力事業者 (中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)	(略)																																											
	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、市民班(市民課)、避難所班(国保年金課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課)、 <u>調達班(資産活用課、行政課)</u> 、農水班(農業水産課) 消防署	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略)																																											
226																																													
228	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	2. 碧南市各部																																										

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
228	(略) 2 市及び消防署における措置	(略) 2 市及び消防署における措置	局における活動の反映等
	(略) (5) 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示 必要に応じて避難勧告・指示を行う。 また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。	(略) (5) 住民に対する屋内退避、避難指示 必要に応じて避難指示を行う。 また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。	(表記の整理)
230	(略) 10 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社における措置	(略) 10 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社における措置	1. 県の地域防災計画の修正の反映
			(指定公共機関の追加に伴う修正)
230	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策 1 4原子力事業者（中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）における措置	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策 1 4原子力事業者（中部電力パワーグリッド株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）における措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等
	(略)	(略)	
231	2 市及び消防署における措置 (略) (2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (略) イ 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。 (ア) 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。また、必要に応じて避難所を開設する。 (イ) 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。 (ウ) 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。	2 市及び消防署における措置 (略) (2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (略) イ 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。 (ア) 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。また、必要に応じて避難所を開設する。 (イ) 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。 (ウ) 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。	(表記の整理)
	(略)	(略)	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																
233	9 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTT ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社における措置	9 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTT ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社における措置	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (指定公共機関の追加に伴う修正)																
241	第21章 火薬類災害対策	第21章 火薬類災害対策																	
244	第2節 火薬類積載車両 (略) 3 中部運輸局における措置 鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置をとるよう措置を講ずる。	第2節 火薬類積載車両 (略) 3 中部運輸局における措置 鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																
244	第3節 火薬類積載船舶 (略) 3 中部運輸局における措置 国土交通大臣が、「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置をとるよう措置を講ずる。	第3節 火薬類積載船舶 (略) 3 中部運輸局における措置 国土交通大臣が、「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																
245	第22章 大規模な火事災害対策	第22章 大規模な火事災害対策																	
245	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>碧南市、消防署</td><td></td><td>○県への連絡 ○避難勧告・指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	碧南市、消防署		○県への連絡 ○避難勧告・指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等		主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>碧南市、消防署</td><td></td><td>○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	碧南市、消防署		○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等		1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
機関名	事 前	被害発生中	事 後																
碧南市、消防署		○県への連絡 ○避難勧告・指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等																	
機関名	事 前	被害発生中	事 後																
碧南市、消防署		○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等																	

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由												
246	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 大規模な火事災害対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、<u>市民班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課)、<u>第1医療班</u>(健康課)、<u>供給班</u>(<u>商工課</u>) 消防署</td><td>1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1 (2) 避難<u>勧告</u>等 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1 (5) 県及び他市町村への応援要請 1 (6) 救助・救急活動 1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の 応援要請等</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 大規模な火事災害対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>市民班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課)、 <u>第1医療班</u> (健康課)、 <u>供給班</u> (<u>商工課</u>) 消防署	1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1 (2) 避難 <u>勧告</u> 等 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1 (5) 県及び他市町村への応援要請 1 (6) 救助・救急活動 1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の 応援要請等	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 大規模な火事災害対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、<u>遺体安置班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課、<u>スポーツ課</u>、<u>第1医療班</u> (健康課)、<u>調達班</u> (<u>資産活用課</u>、<u>行政課</u>)) 消防署</td><td>1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1 (2) 避難指示等 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1 (5) 県及び他市町村への応援要請 1 (6) 救助・救急活動 1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の 応援要請等</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 大規模な火事災害対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>遺体安置班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課、 <u>スポーツ課</u> 、 <u>第1医療班</u> (健康課)、 <u>調達班</u> (<u>資産活用課</u> 、 <u>行政課</u>)) 消防署	1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1 (2) 避難指示等 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1 (5) 県及び他市町村への応援要請 1 (6) 救助・救急活動 1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の 応援要請等	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 大規模な火事災害対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>市民班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課)、 <u>第1医療班</u> (健康課)、 <u>供給班</u> (<u>商工課</u>) 消防署	1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1 (2) 避難 <u>勧告</u> 等 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1 (5) 県及び他市町村への応援要請 1 (6) 救助・救急活動 1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の 応援要請等													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 大規模な火事災害対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>遺体安置班</u> (市民課、監査委員事務局、会計課、 <u>スポーツ課</u> 、 <u>第1医療班</u> (健康課)、 <u>調達班</u> (<u>資産活用課</u> 、 <u>行政課</u>)) 消防署	1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1 (2) 避難指示等 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1 (5) 県及び他市町村への応援要請 1 (6) 救助・救急活動 1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の 応援要請等													
246	第1節 大規模な火事災害対策 1 市及び消防署における措置 (略) (5) 県及び他市町村への応援要請 地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	第1節 大規模な火事災害対策 1 市及び消防署における措置 (略) (5) 県及び他市町村への応援要請 地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、<u>衣浦東部広域連合を通じ</u>、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)												
249	第23章 住宅対策	第23章 住宅対策													
252	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 (略)	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 (略)													
253	エ 被災者の収容及び管理	エ 被災者の収容及び管理													

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																												
254	(略) (ウ) 管理運営及び処分 (略) b 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めると共に、(略)	(略) (ウ) 管理運営及び処分 (略) b 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めると共に、(略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)																												
254	第5節 住宅の応急修理 1 市における措置 (略)	第5節 住宅の応急修理 1 市における措置 (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等																												
255	エ 修理の期間 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。(略)	エ 修理の期間 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。(略)	(表記の整理)																												
257	第24章 学校における対策	第24章 学校における対策																													
257	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td></td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求・指示</td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td></td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の支給 ○応援の要求</td></tr><tr><td>国立・私立 学校</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求・指示	碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の支給 ○応援の要求	国立・私立 学校	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置			主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td></td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示</td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td></td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求</td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示	碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映 (表記の整理)
機関名	事 前	被害発生中	事 後																												
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求・指示																												
碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の支給 ○応援の要求																												
国立・私立 学校	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置																														
機関名	事 前	被害発生中	事 後																												
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示																												
碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求																												

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由						
257	<table><tr><td>設置者(管理者)</td><td>○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求</td></tr></table>	設置者(管理者)	○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求	<table><tr><td>国立・私立 学校 設置者(管理者)</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 <u>○教科書等の給与(私立学校等)</u> ○応援の要求</td></tr></table>	国立・私立 学校 設置者(管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 <u>○教科書等の給与(私立学校等)</u> ○応援の要求	
設置者(管理者)	○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求							
国立・私立 学校 設置者(管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 <u>○教科書等の給与(私立学校等)</u> ○応援の要求							
258	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 1 市及び学校管理者における措置 (1) 気象警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校等 (略) イ 市立学校等 (略)	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 1 市及び学校管理者における措置 (1) 気象警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校 (略) イ 市立学校 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)						
259	第4節 教科書・学用品等の給与 1 市における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した小・中学校等の児童及び生徒に対して、	第4節 教科書・学用品等の給与 1 市における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した学校の児童・生徒に対して、	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)						
261	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興							
268	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策							
268	第1節 災害廃棄物処理対策 1 市における措置 災害時の支援体制	第1節 災害廃棄物処理対策 1 市における措置 災害時の支援体制	1. 県の地域防災計画の修正の反映						

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																		
270			(協会の名称変更に伴う修正)																		
271	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援																			
271	基本方針 ○ 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、	基本方針 ○ 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																		
271	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 罹災証明書の交付等</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 被災者への経済的支援等</td><td>(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、供給班(商工課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(略)	(略)	第2節 被災者への経済的支援等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、供給班(商工課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 罹災証明書の交付等</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 被災者への経済的支援等</td><td>(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(略)	(略)	第2節 被災者への経済的支援等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 罹災証明書の交付等	(略)	(略)																			
第2節 被災者への経済的支援等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、供給班(商工課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 罹災証明書の交付等	(略)	(略)																			
第2節 被災者への経済的支援等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども	(略)																			

碧南市地域防災計画(風水害編)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)		改正後(令和5年2月修正)		改正理由
271		育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)、報道機関等 県社会福祉協議会		課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)、報道機関等 県社会福祉協議会	